

平成29年度

公園緑地事業実務要領

北海道建設部まちづくり局都市環境課

公園緑地グループ

目 次

第1章	趣 旨	
1	適用範囲	3
2	参考文献	3
3	公園緑地整備フローチャート	4
第2章	公園緑地概要	
第1節	公園緑地の効果	7
1	存在効果	7
2	利用効果	7
第2節	用語の定義	8
1	緑地	8
2	都市施設としての「緑地」	8
3	緑地の分類	9
4	公園	10
5	「都市計画公園」と「都市公園」	10
6	「都市公園等」	11
第3節	公園緑地の分類と配置	12
1	都市公園等の種類	12
2	公園緑地の配置	13
第3章	都市計画決定	
第1節	都市計画決定について	19
1	都市計画の基本理念	19
2	都市計画の内容	19
3	公園等の都市計画	21
4	配慮すべき事項	22
5	都市計画を定める者の区分	23
6	都市計画の軽易な変更	23
第2節	都市計画の決定事務	24
1	都市計画の法定手続き	24
2	都市計画の図書	27
第3節	都市計画の告示など	46
1	都市計画の案の縦覧の公告	46
2	都市計画の決定及び変更の告示	47
3	都市計画の図書の写しの縦覧の公告	48
4	都市計画の図書の写しの送付	49
第4章	都市計画事業認可	
第1節	都市計画事業認可	57

1	都市計画事業認可の効果	57
2	事業認可の告示	57
3	事業の施行者と認可を受ける者の区分	58
4	事業認可の手続	58
5	都市計画事業認可申請書及び事業認可変更申請書の作成	59
6	都市計画特許事業	74
第2節	特定地区公園に係る事業計画の事前協議	77
1	事前協議書提出	77
2	事前協議書の作成	77
第5章 補助事業の取扱い		
第1節	社会資本整備総合交付金	85
1	概要	85
2	基本的な仕組	85
3	特長	85
4	交付対象	85
5	交付期間	85
6	交付対象事業	85
7	単年度交付限度額	87
第2節	都市公園・緑地等事業の計画と予算	88
1	都市公園・緑地等事業とは	88
2	都市公園・緑地等事業の制度	88
3	基幹事業（都市公園・緑地等事業）における交付対象事業 となる施設の考え方について（案）	89
第3節	その他の制度	96
1	一括設計審査	96
2	公共施設管理者負担金の取扱い	97
第4節	社会資本整備総合交付金の交付及び変更申請	98
1	北海道が施行する都市局所管事業（都市公園・緑地事業等） の執行	98
2	市町村が施行する都市局所管事業（都市公園・緑地事業等） の執行	98
3	申請の方法について	100
4	提出書類	101
第5節	都市災害復旧事業	103
1	都市災害復旧事業の概要	103
2	災害報告	103
3	災害査定	104

4	事業費の決定と実施	104
5	都市災害復旧事業概要	105
6	災害の定義	106
7	対象施設等	106
8	負担法及び基本方針に基づく公園施設に係る災害復旧補助の 対象施設及び対象外施設	107
9	災害復旧事業の適用	109
10	災害復旧事業の適用除外	109
11	未供用開始施設の取扱い	111
12	公共土木施設の取扱いに準じて取扱う事項	111
13	応急工事	111
14	事前打合せ	113
15	基本法令等	114
16	防災災害復旧事業のフロー	115
17	都市災害復旧事業各様式	119
第6章	参考資料	
	河川敷地の占用許可について	165

第 1 章 趣 旨

第 1 章 趣 旨

1. 適用範囲

この実務要領は、都市公園・緑地等事業を北海道及び市町村が国土交通省所管社会資本整備総合交付金等で施行する場合の手引きとして活用する。

2. 参考文献

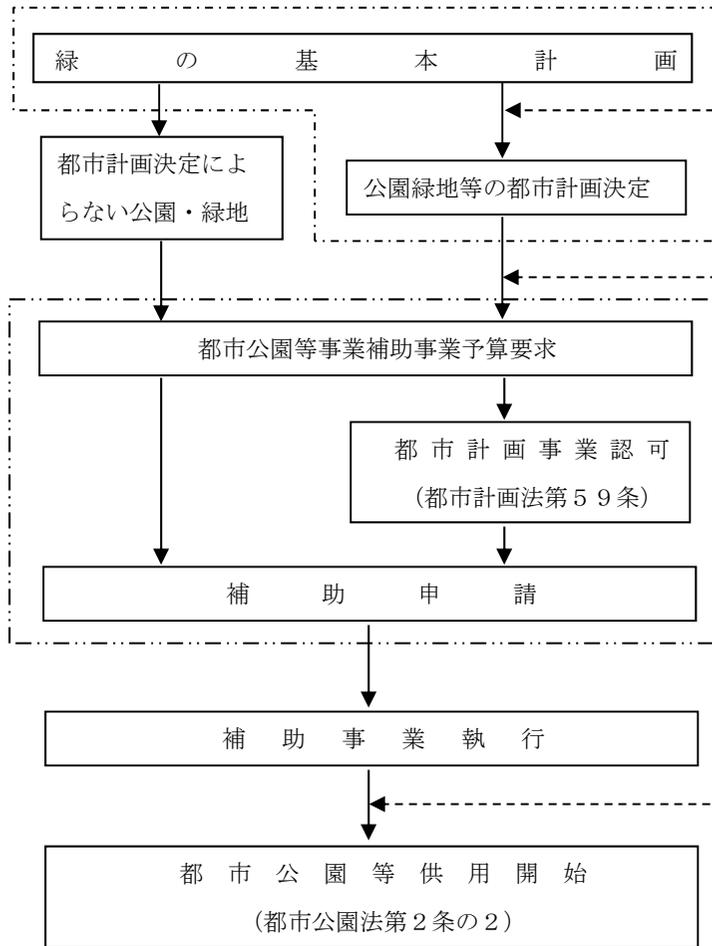
この実務要領の他、下記の文献などを参考として事業を実施すること。

- (1) 都市・地域整備局所管補助事業実務必携：国土交通省都市・地域整備局（監修）
- (2) 公園・緑地・広告必携：国土交通省都市・地域整備局公園緑地課（監修）
- (3) 公園緑地マニュアル(平成 24 年度版)：一般社団法人日本公園緑地協会
- (4) 都市公園技術標準解説書（平成 28 年度版）：一般社団法人日本公園緑地協会
- (5) 造園施工管理技術編・法規編 改訂 27 版：社団法人日本公園緑地協会
- (6) 防災公園計画・設計ガイドライン：建設省都市局公園緑地課（監修）
- (7) 緑の基本計画ハンドブック：国土交通省都市・地域整備局都市計画課・公園緑地課（監修）

3. 都市公園等整備フローチャート

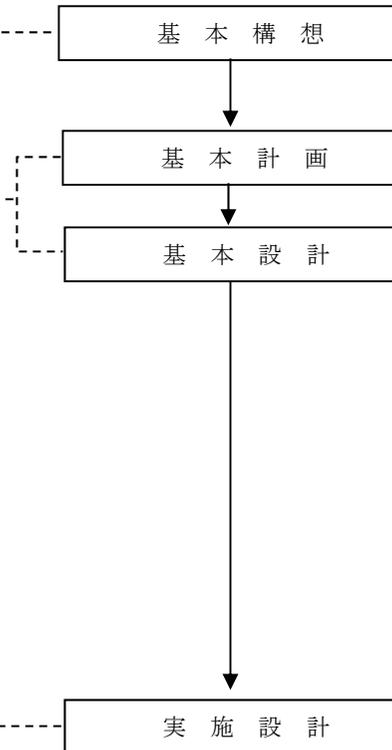
都市公園・緑地等事業の実施に際し、必要な手続き及びスケジュールを一般的に示すと下図のようになる。
 手続が必要となる場合は、都市計画課及び都市環境課と協議すること。

【 事業の流れ 】



道庁の事務分掌
 [---]: 都市計画課
 [---]: 都市環境課

【 設計等の流れ 】



基本構想：計画の位置づけ、主要条件を明らかにする。

基本計画：基本構想の条件を踏まえ、規模、体系等計画の基本的方向性を定め、その概要を示し、総合的判断に資する。

基本設計：基本計画に基づき、計画を現地との対応において形態的に設定し、各計画相互の調整を行いつつ、基本計画として総合し、事業実施に関する各種判断に資する。

実施設計：基本設計に基づき、工事を行う為の詳細な数量や図面等を作成する

第 2 章 公園緑地概要

第2章 公園緑地概要

第1節 公園緑地の効果

公園緑地の効果は一般に存在効果と利用効果とに大別される。

存在効果とは、公園緑地が存在することによって都市機能、都市環境など都市構造上にもたらされる効果である。

また、利用効果とは、公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果である。

1. 存在効果

(1) 都市形態規制効果

都市の発展形態の規制あるいは誘導
土地利用の分離、緩衝等

(2) 環境衛生的効果

都市の気温等（小気候、微気候）の調節
騒音振動防止、防風、防塵、大気浄化等

(3) 防災効果

大規模地震火災時の避難地、延焼防止、爆発等緩衝、緊急避難、洪水調節、災害危険地の保護等

(4) 心理的效果

緑による精神的健康、都市景観美化修景、災害等に対する安堵感、郷土意識の涵養

(5) 経済的效果

周辺地域に与える付加価値
医療費等の軽減

(6) 自然環境保全効果

(7) 生物の生息環境保全効果

2. 利用効果

(1) 休養・休息の場

(2) 子供の健全な育成の場

(3) 競技スポーツ、健康運動の場

(4) 活動等様々な余暇活動の場

(5) 地域のコミュニティ活動、参加活動の場

第2節 用語の定義

1. 緑地

従来「緑地」については、いろいろな観点から、様々な定義がなされている。最も広義にとられた場合としては、「緑地とは、その本来の目的が空地にして、宅地、商工業用地及び頻繁なる交通用地の如く建蔽せられざる永続的なものをいう。(昭和10年 東京緑地計画協議会)」があげられる。

一般的には「緑とオープンスペース」という総括的な概念としてとらえており、諸外国の都市計画においてはOpen space (英米), Frei flächen (独), espace libre (仏)として定着している。(表-1 参照)

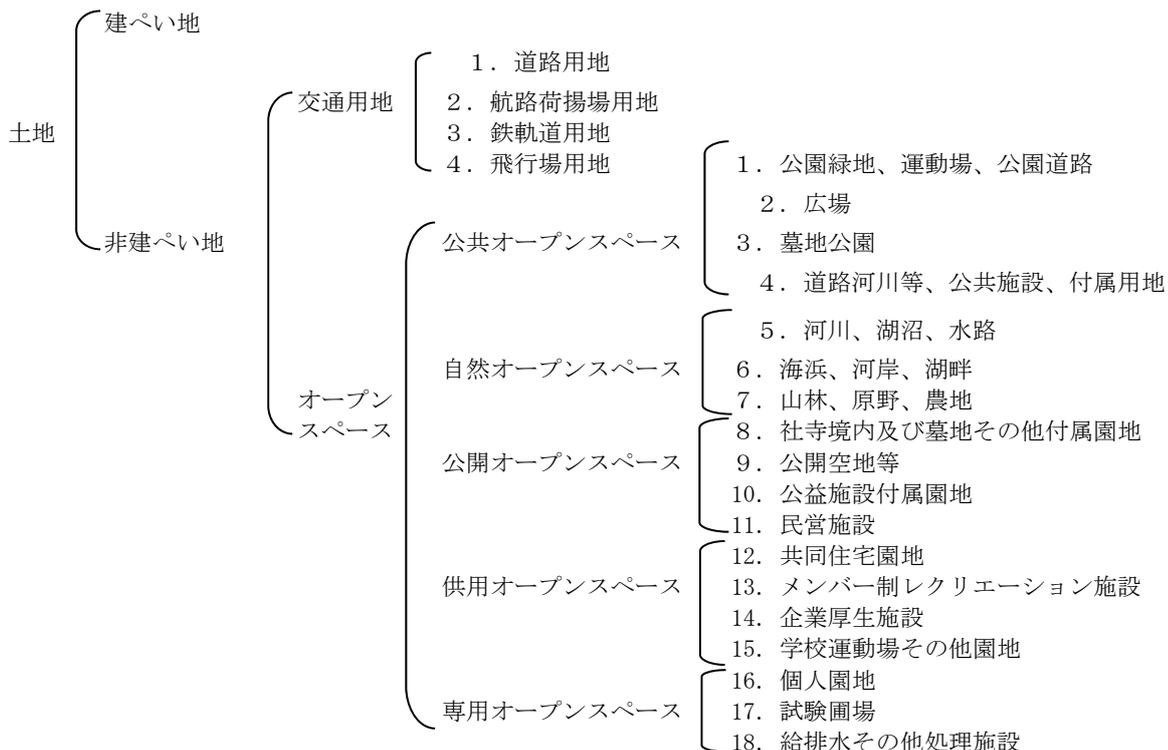
2. 都市施設としての「緑地」

「緑地」が、新たに都市の重要な施設として都市計画法にとり入れられた昭和15年当初は、緊迫した世界情勢が反映して、「公園」という言葉の使用がはばかれ、また、主として防空の見地から市街地に近接して大きな空地を確保する必要が生じてきた。従ってこの場合の「緑地」とは、自然のままの状態を保持した大面積の空地であった。しかし、戦後の多様なレクリエーション需要に対処するため、「公園」にあっても大面積なものが現れ、面積規模による「公園」「緑地」の区分も不明確なものとなった。

現在、都市計画法第11条にいう「緑地」とは、主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上、及び緑道の用に供することを目的とする公共空地である。

都市計画法第2条に言う「緑地」とは、実質上「公園」とは何ら差はないが、ただ名称のみ「緑地」となっているもの、及び土地は確保するが、上の施設は殆ど設けず、自然のまま又は園路と植栽をその程度でその目的を達し得るものを言う。通常は都市公園全体を表す概念としての「公園緑地」という言葉で使われている。

表-1. オープンスペースの分類



(資料：日本都市センター『都市と公園緑地』より一部修正)

3. 緑地の分類

施設緑地とは、施設整備を通じて管理される緑地であり、特に緑地の保全・創造を図るものとしては、都市公園が代表的なものである。

地域制緑地とは、法律や条例による土地利用規制等を通じて確保される緑地であり、特に緑地の保全・創造を図るものとしては、「緑地保全区域」や「緑地協定による緑地」が代表的なものである。

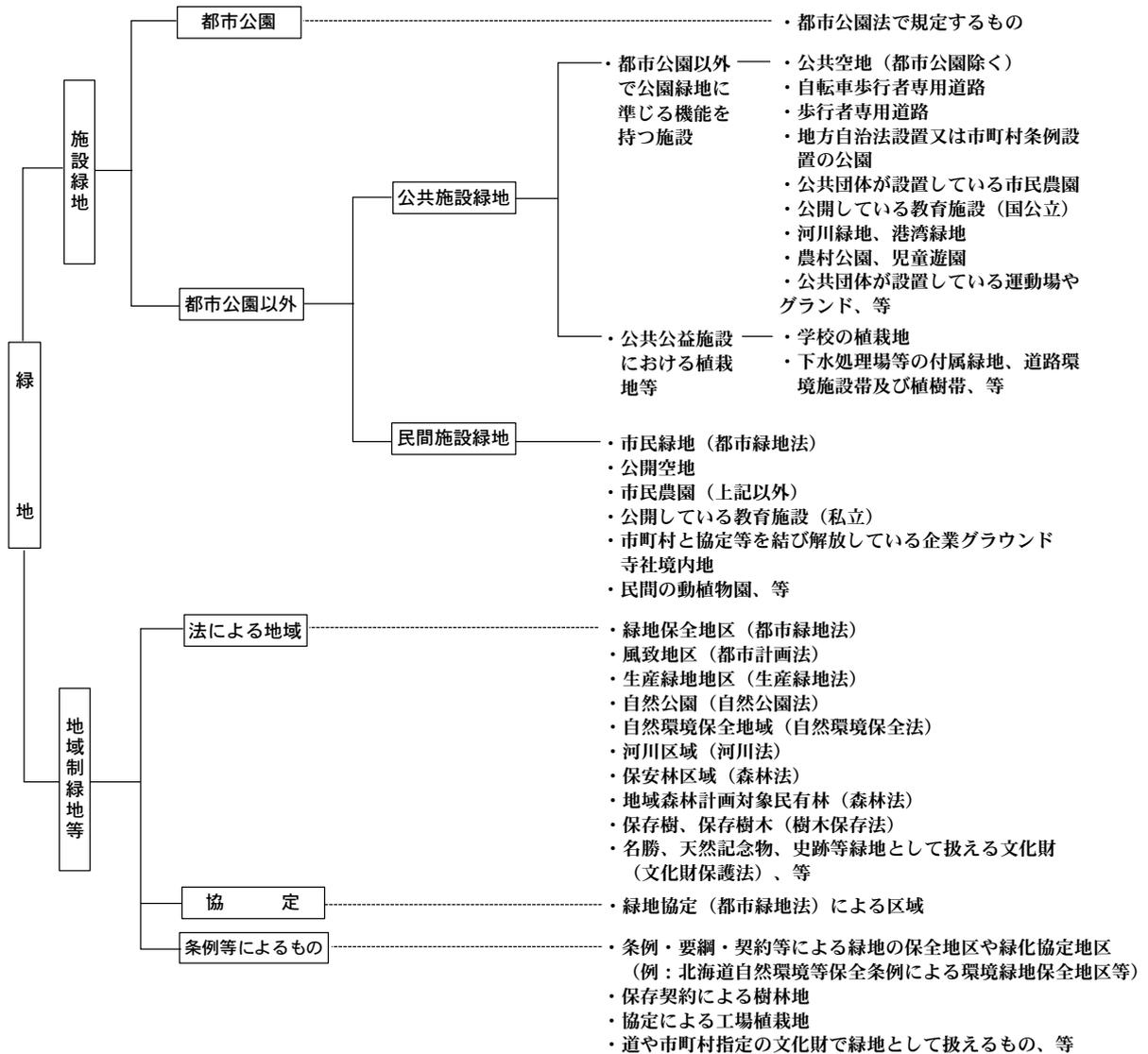


図-1. 北海道広域緑地計画における対象緑地の分類表（対象都市計画区域）

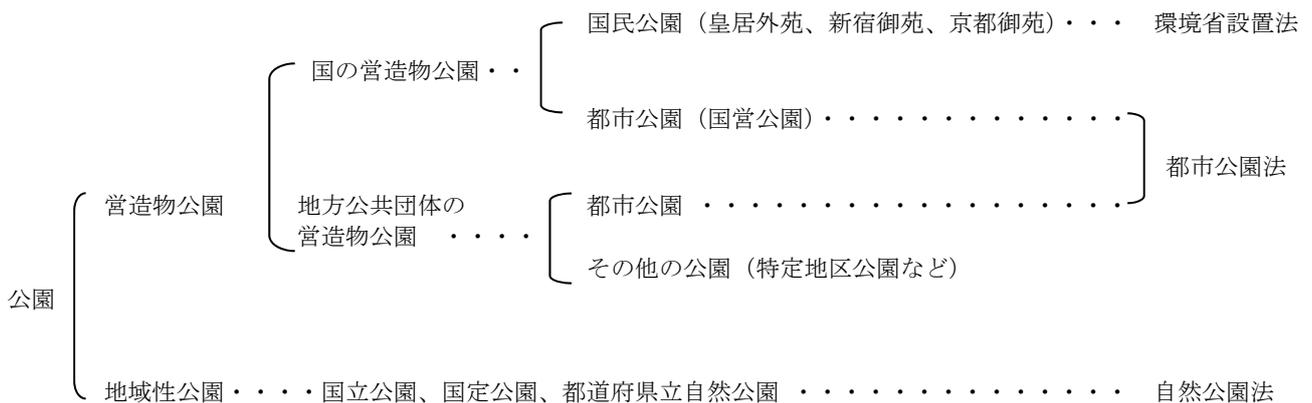
4. 公 園

一般に「公園」と呼ばれるものは、営造物公園と地域性公園とに大別される。営造物公園は都市公園法に基づく都市公園に代表される。営造物公園は国及び地方公共団体が一定区域内の土地の権限を取得し、目的に応じた公園の形態を創り出し一般に公開する営造物である。

地域性公園は、自然公園法に代表される。国又は地方公共団体が一定区域内の土地の権限に関係なく、その区域を公園として指定し、土地利用の制限・一定行為の禁止又は制限等によって自然環境を保全することを主な目的とする。

「公園」の分類を一覧表にしたものが下記の表である。

【 表－2 公園の分類 】



5. 「都市計画公園」と「都市公園」

「都市計画公園」とは、都市計画法第11条の都市施設の「公園」として計画決定されたものを言う。即ち、その土地の実態のいかんにかかわらず、都市計画に定められた区域を言う。

一方、「都市公園」とは、都市計画決定の有無にかかわらず、都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園、緑地、墓園（墓域部分を除く）及び都市計画区域外において都市計画決定したもののうち供用部分を言う。即ち、公園的な利用がなされ、あるいは現実に公園及び緑地として実体を備え、都市公園法で管理されるものが全て都市公園となりうるのである。

都市公園等の種類			都市計画決定の公園分類	
中分類		小分類	都市施設名	種類
基幹公園	住区基幹公園	街区公園 近隣公園 地区公園 (特定地区公園)	公園	街区公園 近隣公園 地区公園
	都市基幹公園	総合公園 運動公園	公園	総合公園 運動公園
大規模公園		広域公園 レクリエーション都市	公園	広域公園
国営公園				
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園 動植物公園 歴史公園 その他特殊公園	公園	風致公園 動植物公園 歴史公園 その他特殊公園
		墓園	墓園	墓園
	緩衝緑地		緑地	
	都市緑地			
緑道				

6. 「都市公園等」

都市公園等整備緊急措置法での「都市公園等」の定義は、社会資本整備重点計画法で次のとおりとなっている。

社会資本整備重点計画法第2条第2項第7号

- (1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園その他政令で定める公園又は緑地の新設又は改築に関する事業及び都市における緑地の保全に関する事業
- (2) 国及び地方公共団体以外の者が設置する都市計画施設である公園又は緑地
- (3) 特定地区公園

第3節 公園緑地の分類と配置

1. 都市公園等の種類

種 類		内 容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。
		特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農産漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10~50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15~75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。	
国 営 公 園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所あたり面積おおむね300ha以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものについては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。	
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。	
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。 但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するのを含む。)	
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	

※近隣住区は、幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

※レクリエーション都市は、昭和45年12月10日建設省決定「レクリエーション都市整備要綱」による。

2. 公園緑地の配置

都市公園は、緑の基本計画の中核として、地域性の緑地と有機的に連結するように配置する。

配置にあたっては、快適な都市環境の形成、都市住民のレクリエーション需要、安全な都市づくりなどの観点から、緑がつながる、緑豊かな人と自然が共存する潤いのある魅力的な都市を作るように計画する。

都市公園の配置にあたっては次の事項を考慮する。

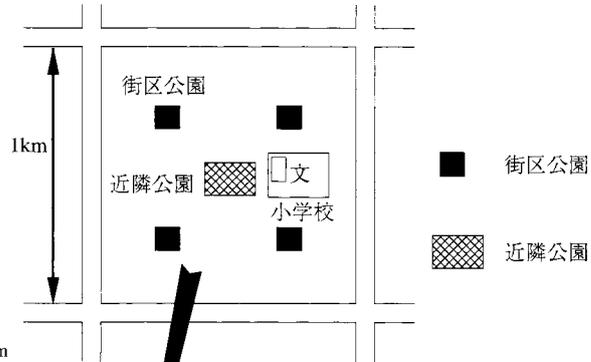
- (1) 都市公園の種類毎の誘致圏域を明確にし、その圏域内の人口、人口構成、土地利用の動向、交通計画、他の都市施設を勘案して計画する。
 1. 住区基幹公園は近隣住区を配置単位として公園を利用する者が容易に利用できるよう配置する。
(参考)
 - 街区公園・・・誘致距離250m
 - 近隣公園・・・誘致距離500m
 - 地区公園・・・誘致距離1000m
 2. 都市基幹公園は都市を単位として設けられる。小都市では近隣公園、地区公園が都市基幹公園の代替となる場合がある。
 3. 広域公園は都道府県を誘致圏域として設置され、災害時の最終避難地となる。
 4. レクリエーション都市は大都市圏、その他の都市圏域のレクリエーション需要の動向を考慮して計画する。
 5. 国営公園は①都府県（道は一つ）ブロックを配置単位とする、②国家的記念事業等として設置するものの2種類がある。
 - ①は良好な自然的条件を有する土地又は歴史的意義を有する土地を含む区域に配置する。
 - ②は国家的記念事業等に応じて設置される。
 6. 緩衝緑地は公害・災害の状況に応じて設置される。
 7. 都市緑地、特殊公園は資源の状況に応じて配置される。
 8. 緑道は近隣住区内部または近隣住区相互の公園等を連絡するよう配置する。
- (2) 地形、植生、風向等自然的条件を十分考慮し、その活用を図り、特色のある都市景観を形成すると同時に、公害、災害の防止及び積極的な環境の改善に資するよう計画する。
- (3) 日常、週末のレクリエーション利用及びレクリエーションの季節的变化に対応し、需要予測に基づいて系統的に計画する。
- (4) 公園敷地内に建物等を配置する場合は、地域特性や環境特性に考慮するなど、公園機能を阻害しないよう計画すること。

【都市の基幹的公園の配置基準及び模式図】（参考）

歩いていける範囲の公園ネットワークの整備

図一 住区レベル（1近隣住区）

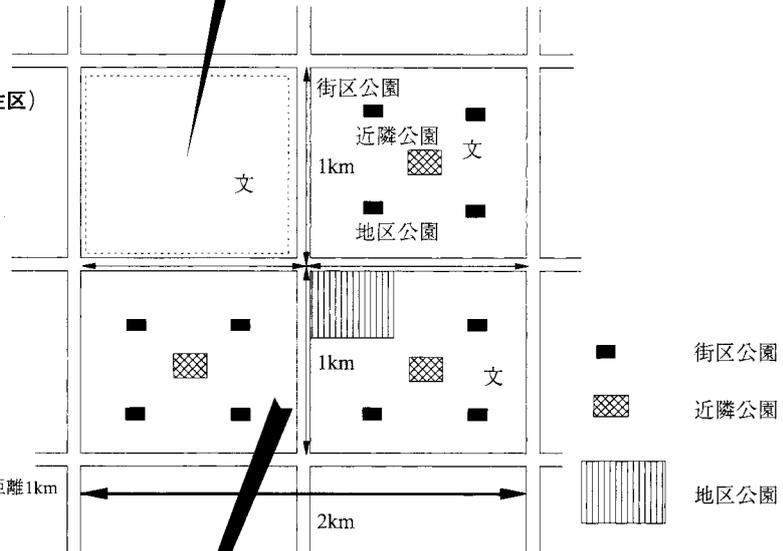
標準面積：100ha（1km×1km）
標準人口：10,000人
街区公園4箇所
近隣公園1箇所



街区公園：標準面積0.25ha 誘致距離250m
近隣公園：標準面積2ha 誘致距離500m

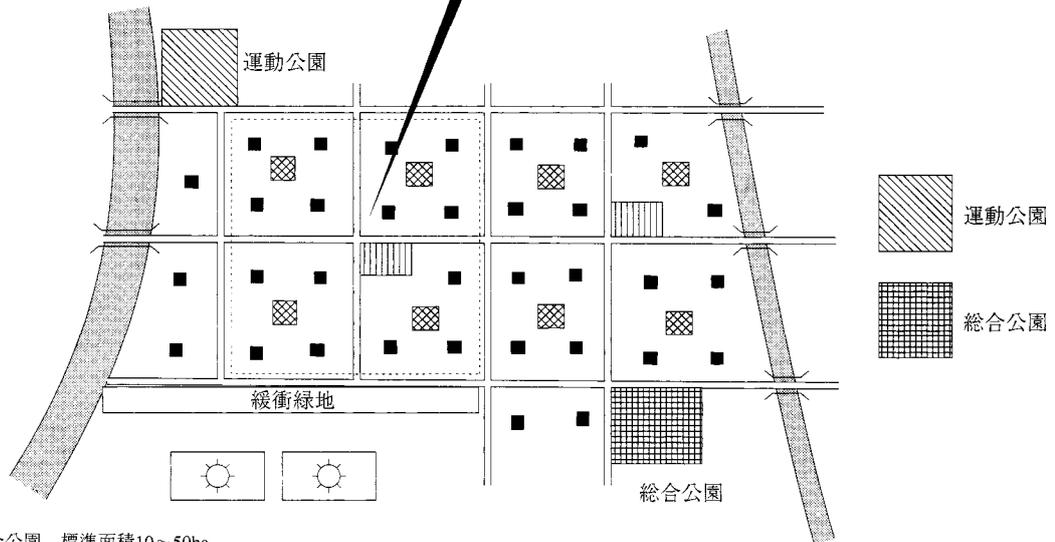
図二 地区レベル（4近隣住区）

標準面積：400ha
標準人口：40,000人
街区公園16箇所
近隣公園4箇所
地区公園1箇所



地区公園：標準面積4ha 誘致距離1km

図三 都市レベル



総合公園 標準面積10～50ha
運動公園 標準面積15～75ha
都市の規模に応じて配置

第 3 章 都市計画決定

第3章 都市計画決定

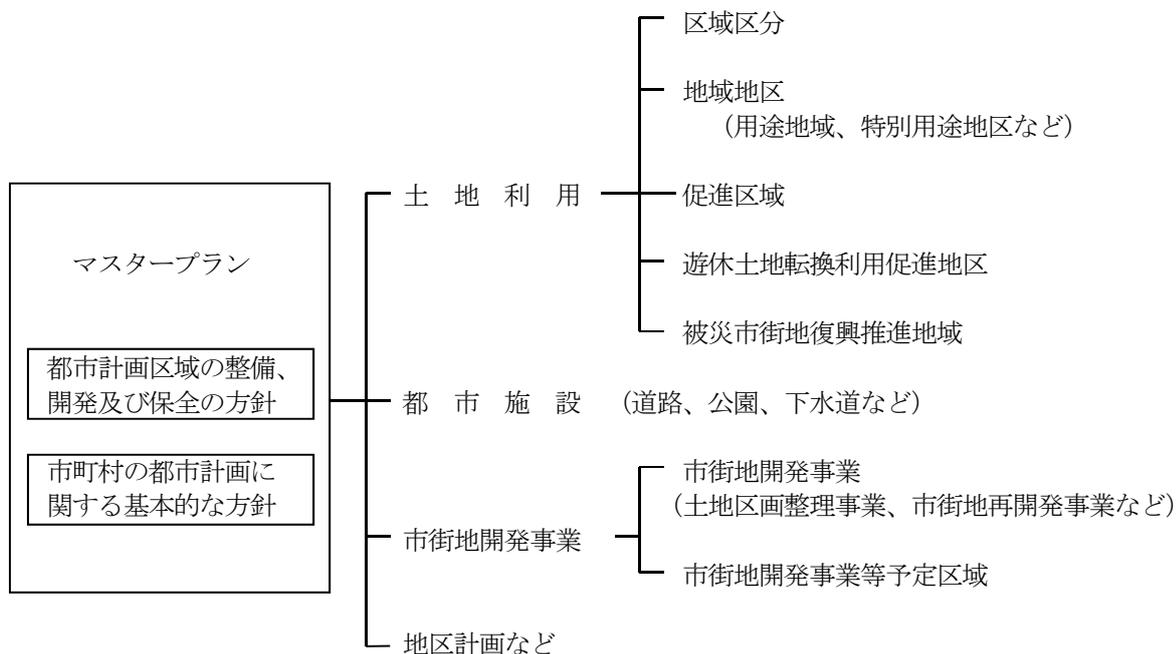
第1節 都市計画決定について

1. 都市計画の基本理念

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展、住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目的とする。

その内容及び効果としては、第1に都市計画の策定により、都市における広域的、総合的な土地利用計画を確立すること、第2に規制と誘導を通じて計画的な土地利用を図ること、第3に都市施設用地を確保するとともに都市計画事業の円滑な推進を図ることである。

2. 都市計画の内容



(1) 都市計画区域の面積及び人口

区 分	全 道	都市計画区域	都市計画区域外
面 積 (構成比)	8,342,431ha (100%)	644,016ha (7.7%)	7,698,415ha (92.3%)
人 口 (構成比)	5,401.2 千人 (100%)	4,869.1 千人 (90.1%)	532.1 千人 (9.9%)

(注1) 全道面積は、平成27年10月1日現在(国土地理院調べ。北方領土含む)。

(注2) 全道人口は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳による。

(注3) 都市計画区域面積及び人口は、平成28年3月31日現在。

(2) 都市計画区域指定市町村区分

平成 29 年 2 月末現在

都市計画区域指定市町村区分			
1. 市街化区域及び市街化調整区域を決定している都市			(参考)
10区域	市 17	合計 27	全道市町村数
	町 10		市 35
2. その他の都市			町 129
69区域	市 18	合計 72	村 15
	町 54		
3. 計			
79区域	市 35	合計 99	
	町 64		

平成 29 年 2 月末現在



図 都市計画区域の指定状況

3. 公園等の都市計画

公園、緑地、広場、墓園とその他の公共空地（以下「公園等」という。）については、都市における根幹的な施設であり都市計画において適切に位置づけられる必要がある。そのため、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための方針が必要であるとの認識から、昭和58年より「緑のマスタープラン」の策定が進められてきた。

その後、平成6年6月、都市緑地保全法の改正（現在の都市緑地法）により、市町は「緑の基本計画」を定めることができることとなった。この「緑の基本計画」は従来の「緑のマスタープラン」及び「都市緑化推進計画」を統合するものである。参考までに道内における「緑の基本計画」の策定状況を下表に示す。

今後の公園等の都市計画決定・変更（以下「計画決定」）の基本方針としては、「緑の基本計画」が策定されている都市計画区域における公園等の計画決定を促進し、それ以外の都市計画区域については「緑の基本計画」の策定が重要な行政上の課題であり、未策定の市町はその策定に努めると同時に具体の公園等の計画決定を行うべきであると考ええる。

また、具体の公園等の計画決定においては、新たに計画するものはもとより、既存のものでも都市計画に必要とされるものについては計画決定すべきである。

なお、一部の公園等においては、計画決定以降、その役割や周辺の土地利用状況の変化などにより、長期にわたり未着手となっているものがあり、適切な対応が求められている。このため道では、市町が主体的に公園等の都市計画の見直しを行うための一助となるよう「長期未着手公園等に係る基本的な考え方」を示しているため、参考にされたい。

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/grp/01/01-h19teian-flow1.pdf>)

緑の基本計画策定状況

(平成28年3月末日現在)

策定年度	策定市町名
平成8年度	旭川市
平成9年度	女満別町（大空町）
平成11年度	札幌市
平成12年度	北見市、釧路市、函館市
平成13年度	栗沢町（岩見沢市）、栗山町、富良野市、石狩市、音更町、滝川市
平成14年度	恵庭市、砂川市、登別市
平成15年度	釧路町、浦幌町、中標津町、七飯町、大野町（北斗市）、本別町、虻田町（洞爺湖町）、帯広市、室蘭市、八雲町、芽室町、森町、幕別町、紋別市、苫小牧市
平成16年度	厚岸町、北広島市、小樽市、伊達市、江別市、稚内市、上磯町（北斗市）
平成17年度	根室市、岩見沢市、深川市
平成18年度	千歳市、網走市
平成20年度	倶知安町
平成22年度	弟子屈町
策定済44市町（市町村合併により現市町数は42市町）	

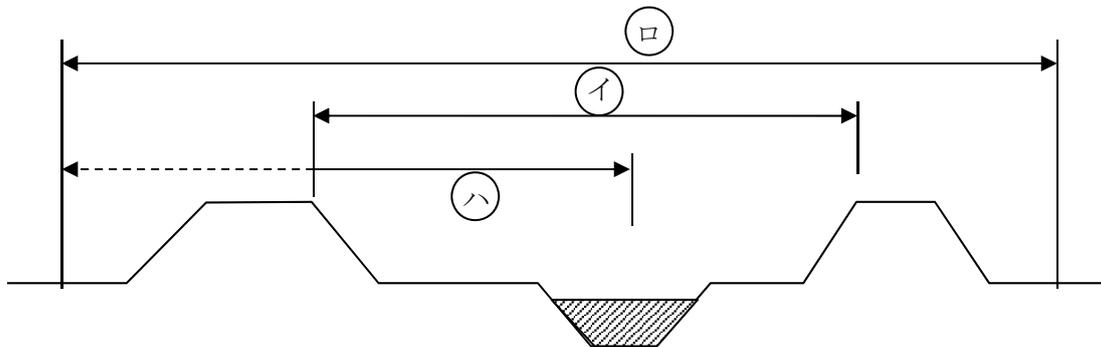
(緑の基本計画見直し状況)

(平成28年3月末日現在)

見直し年度	見直し市町名	見直し年度	見直し市町名
平成16年度	函館市、釧路市	平成23年度	旭川市、岩見沢市、砂川市、幕別町、釧路市
平成18年度	旭川市	平成24年度	石狩市、北広島市、芽室町、釧路町
平成20年度	帯広市	平成25年度	江別市、恵庭市、音更町
平成21年度	釧路市	平成26年度	栗山町、七飯町
平成22年度	札幌市、北見市	平成27年度	旭川市、苫小牧市

4. 配慮すべき事項

- (1) 都市計画の考え方、配置及び規模などについては、「都市計画運用指針」を参考とする。
- (2) 区域は施設利用上、極力まとまりのある形とし、原則、公道に面すること。
- (3) 住区基幹公園については、市街化区域内（用途地域内）を重点として計画決定を行う。
- (4) 都市計画事業として施行する土地区画整理事業に関する公園の計画決定において、地区公園以上の規模の公園については原則として土地区画整理事業の計画決定の手続きと同時に公園の計画決定を行う。
- (5) その他の土地区画整理事業に関する公園の計画決定において、近隣公園以下の規模の公園については、原則として土地区画整理事業の認可と同時、又は仮換地終了後に公園の計画決定を行う。
- (6) 市街化調整区域の開発行為に関する公園等については、原則として市街化区域への編入と同時、又はやむを得ない場合は土地が公園等管理者の所有地となった後に公園等の計画決定を行う。
- (7) 河川の洪水敷の計画決定については、
 - イ. 堤外側堤防法肩から法肩までとする。
 - ロ. 河岸等の植樹基準（案）（平成元年4月1日付建設省河川局事務連絡）に基づき占有を受け堤内地の整備をはかる場合においては河川敷地境界まで拡大できるものとする。
 - ハ. 片岸のみ決定する場合については、河道中線までとする。



- (8) 河川を公園等に取り込んで計画する際は、水質、維持管理上の問題を十分考慮し、河川管理者と協議を行う。
- (9) 一般の交通の用に供している道路（認定道路）は区域から除くものとし、園路として利用するよう計画がなされている場合には用途廃止して区域に含めること。道路によって分断された公園等の区域を、地下歩道、歩道橋（ペデグエツキ）などにより接続する場合にはその部分も公園等の区域に含めること。
- (10) 高圧線下は公園等の区域に含めないことが望ましい。ただし、大規模な公園等にあたっては、鉄塔などの区域を除き当該公園等の機能を妨げない範囲で取組むものは差し支えない。
- (11) 農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の区域内で公園等の計画決定を行う場合は、各担当部局と協議を行う。
- (12) 都市計画法における地区計画の区域内に公園等の計画決定を行う際、地区計画を同時に変更しなければならない場合があるので、当該市町の都市計画担当部局と打合せを行う。なお、都市計画法施行令7条の4により、地区施設と都市施設は重複できないので留意すること。
- (13) 公園等の上空に他の建築物がある場合、公園等の利用上、支障がないか確認を行う。

5. 都市計画を定める者の区分

(1) 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

① 北海道決定

- ・面積が 10ha 以上の公園、緑地、広場、墓園又はその他の公共空地（国又は道が設置するものに限る。）。
- ・うち国が設置する公園又は緑地については国土交通大臣の同意を要する。

② 市町決定

- ・上記以外のもの。
 - ・ただし、札幌市（指定都市）は、北海道が定めるものの範囲についても札幌市決定となる（国が設置する公園又は緑地を除く。）。
- （参考：滝野すずらん丘陵公園→北海道決定、真駒内公園→札幌市決定）。

(2) 地域地区（風致地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域、生産緑地地区）

① 北海道決定

- ・面積が 10ha 以上の風致地区及び特別緑地保全地区（2 以上の市町の区域にわたるものに限る。）。
- ・2 以上の市町の区域にわたる緑地保全地域。
- ・なお、上記についてはいずれも国土交通大臣の同意を要しない。

② 市町決定

- ・上記以外のもの。
- ・ただし、札幌市（指定都市）は、北海道が定めるものの範囲についても札幌市決定となる。

6. 都市計画の軽易な変更

公園・緑地の都市計画変更の手続きには通常の手続きとは別に、都市計画法施行令第 14 条に定める軽易な変更があり、一部手続きが不要となっている。

(1) 北海道決定の場合

軽易な変更の内容	省略される手続き
名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・(法 17 条) 都市計画の案の公告及び縦覧 ・(法 18 条第 2 項) 都道府県都市計画審議会への意見書の要旨の提出 ・(法 18 条第 3 項) 国土交通大臣の同意
省令第 13 条で定める軽易な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・(法 18 条第 3 項) 国土交通大臣の同意

(注 1) 「名称の変更」には、市町村合併時の住居表示の変更も含まれる。

(注 2) 名称の変更の場合においても北海道都市計画審議会の議を経なければならない。

《公園、緑地（広場、墓園及びその他の公共空地は除く）に関する都市計画の軽易な変更》

【省令第 13 条第 6 号】

次に掲げる位置、区域又は面積の変更。ただし、公園及び緑地に関する都市計画にあつては鉄道、道路又は河川が区域を分断することとなるものを除く。

(イ) 面積の変更を伴わない位置又は区域の変更

(ロ) 面積の拡張又はこれに伴う位置若しくは区域の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が変更前の 20%未満であるもの

(ハ) 区域の境界の整正をするために行う位置、区域又は面積の変更で、当該変更に係る部分の面積の合計が 2,500 ㎡未満であり、かつ、変更前の面積の 10%未満であるもの

(2) 市町決定の場合

平成 28 年度の都市計画法施行規則（省令）第 13 条の 2 の改正により、市町決定の場合の軽易な変更の拡大に伴い、北海道知事への協議、同意協議が不要となる範囲が拡大されたので十分留意する必要がある。

軽易な変更の内容	省略される手続き
名称の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・(法 17 条) 都市計画の案の公告及び縦覧 ・(法 19 条第 2 項) 市町村都市計画審議会への意見書の要旨の提出 ・(法 19 条第 3 項) 都道府県知事の協議、同意協議
省令第 13 条の 2 で定める軽易な変更	<ul style="list-style-type: none"> ・(法 19 条第 3 項) 都道府県知事の協議、同意協議

(注 1) 軽易な変更の場合、以下の図書を都市計画法第 20 条 1 項の通知の際に、北海道へ提出する。

名称の変更 : 計画書、新旧対照表、総括図

上記以外の変更 : 通常と同様の図書

(注 2) 「名称の変更」には、市町村合併時の住居表示の変更も含まれる。

(注 3) 縦覧・告示に供する図書の作成、知事宛ての告示文の写しと図書の送付は必要。

(注 4) 名称の変更の場合においても、市町都市計画審議会の議を経なければならない。

《公園及び緑地（広場、墓園及びその他の公共空地は除く）に関する都市計画の軽易な変更》

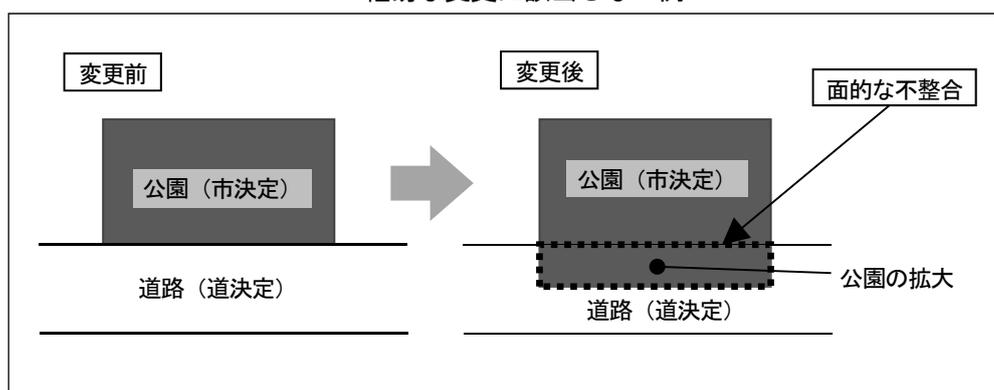
【省令第 13 条の 2 第 4 号】

前条（省令第 13 条）第 6 号に掲げる位置、区域又は面積の変更（前述（1）参照。）。ただし、当該変更に係る区域が他の都市計画施設（当該変更をする市町村の都市計画において定められたものを除く。）の区域と重複するものを除く。

(注 1) 「重複するもの」とは、「当該変更により重複することとなるもの。」「当該変更を行う時点で、重複しているもの。」を意味する。

(注 2) 「接する」のみの場合は、軽易な変更の対象となりうる。

軽易な変更には該当しない例



第 2 節 都市計画の決定事務

1. 都市計画の法定手続き

計画決定（変更）までの手続きは、図-1 及び図-2 に示すとおりである。

図一 北海道が定める都市計画の決定（変更）手続き

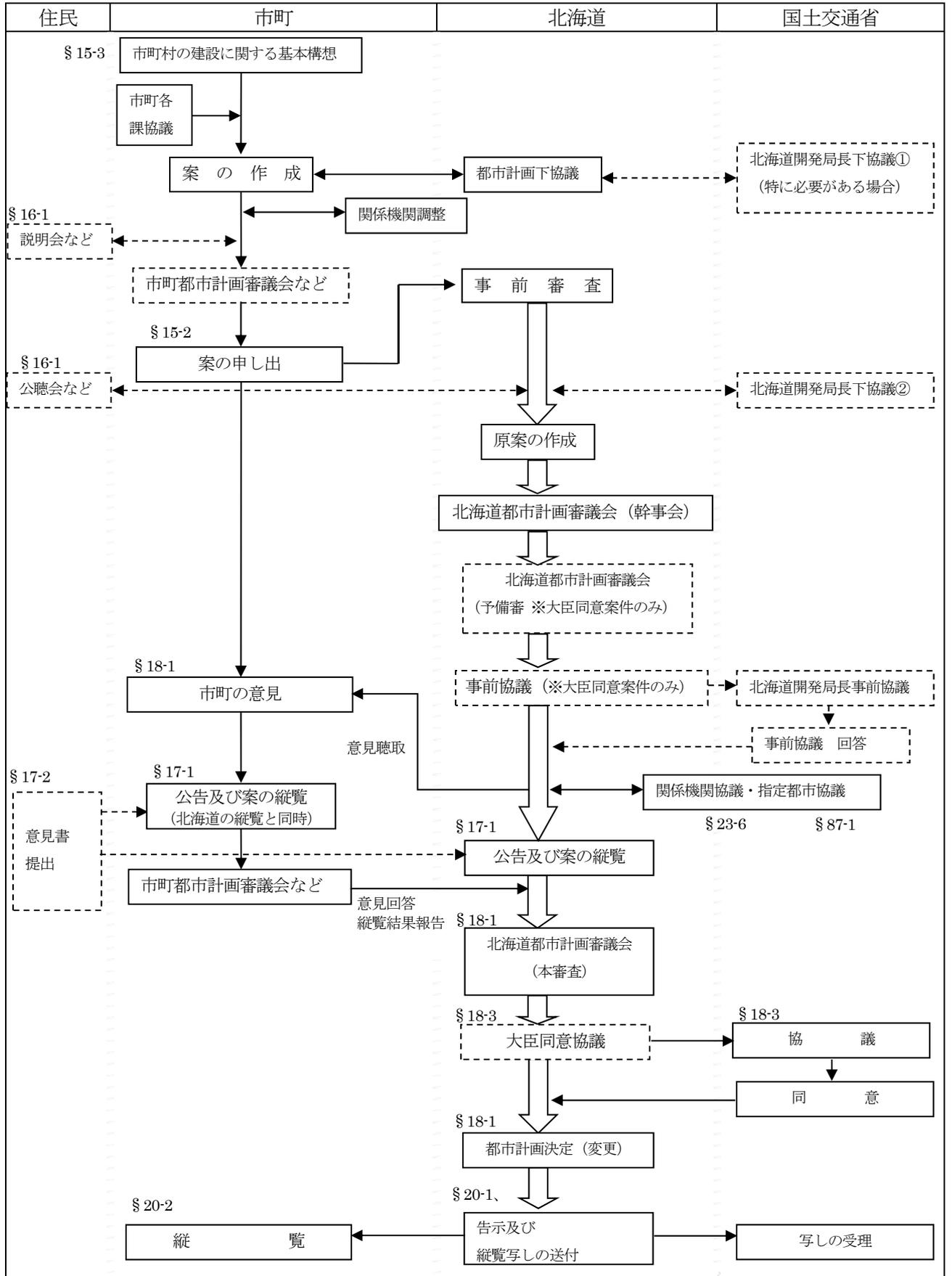
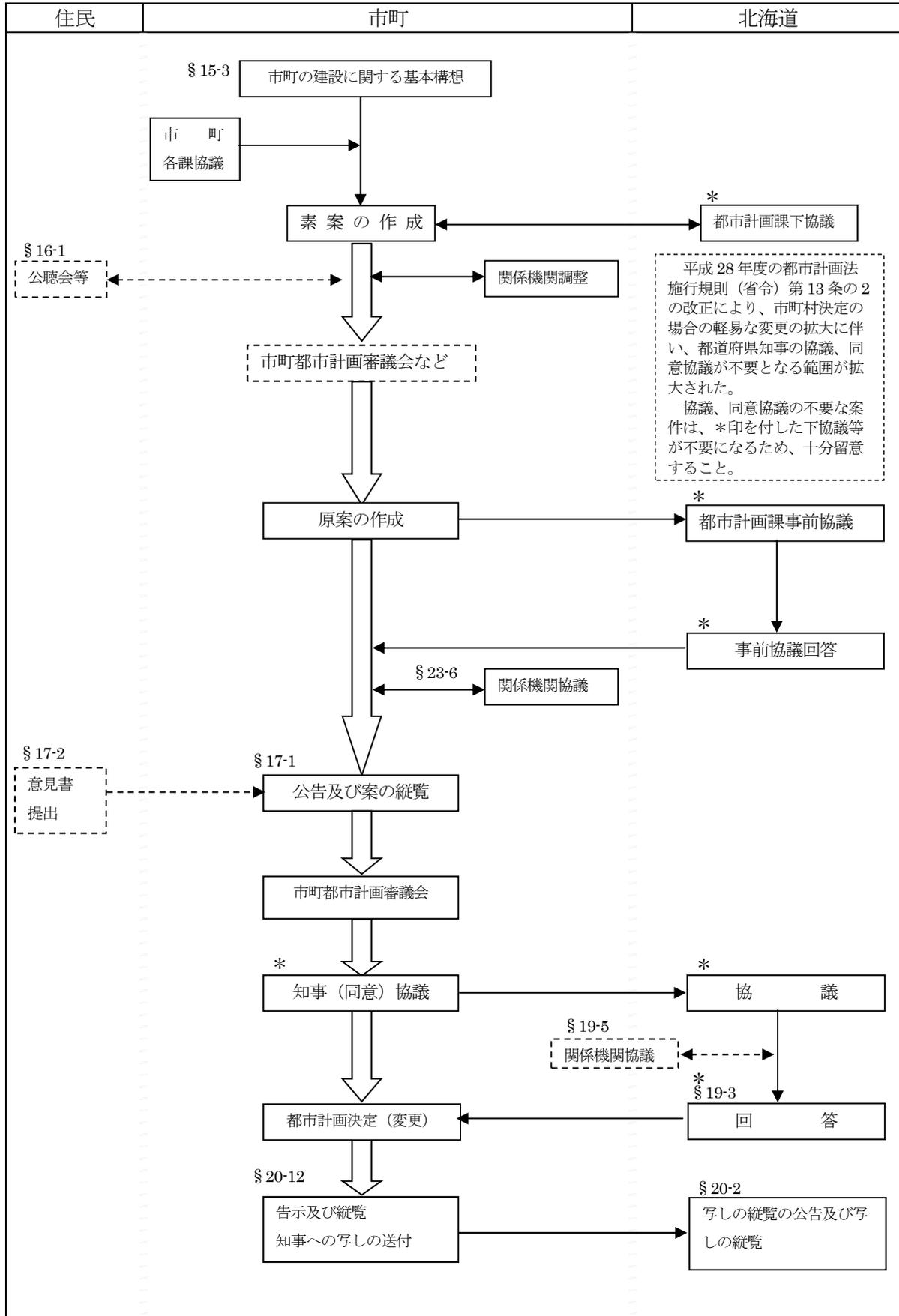


図-2 市町が定める都市計画の決定（変更）手続き



2. 都市計画の図書

(1) 都市計画決定(変更)に必要な図書及び部数

① 原案の提出(北海道決定)及び事前協議の提出(市町決定)に必要な書類

図 書 名	北海道決定案件		市町決定案件
	図 書	パンフ レット	図書 1部 (事前協議時)
A 申請書	○		○
B 都市計画の策定の経緯の概要書	○		○
C 計画書	○	○	○
D 新旧対照表(変更の場合)	△	△	△
E 理由書(縦覧時用)	○		○
F 現況説明書	○		○
G 箇所図(総括図縮小) - A4版	○	○	○
H その他資料(区域マス・都市マスなど)	○		○
I 協議書の写し	△		△
J 総括図	○		○
K 計画図	○	○	○
L 平面計画図(廃止の場合は不要)	△	△	△
M 求積図(廃止の場合は不要)	△		△

○:必ず添付する、△:必要に応じて添付する

(注1) 各図書の作成については、次ページ以降を参照すること。

(注2) 「名称の変更」の場合、計画書、新旧対照表、総括図を提出すること。

	図書 (幹事会30日前 までに提出)	幹事会、予備審査用 パンフレット		本審査用 パンフレット	
		部数	提出期限	部数	提出期限
大臣同意 要	2部	100部	幹事会30日前 までに提出	50部	審議会30日 前までに提出
大臣同意不要	1部	50部			

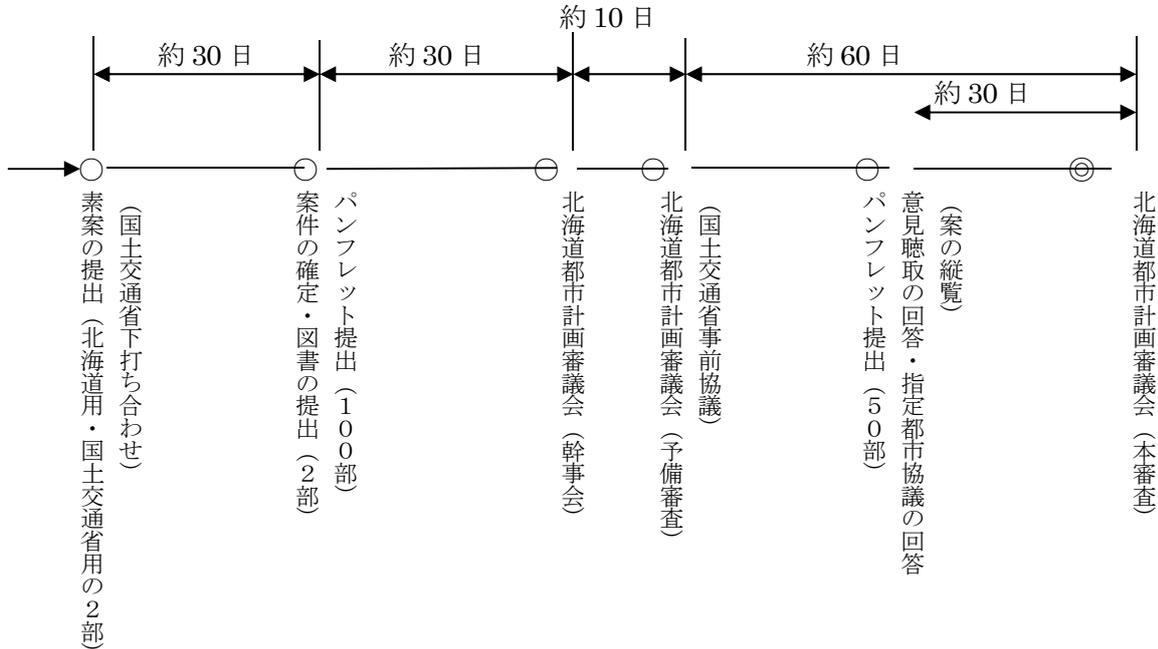
(注1) 大臣同意案件の申請図書2部には国土交通省との事前協議用を含む。

(注2) その他、関係行政機関との協議が必要なときは、さらに部数が必要になることもある。

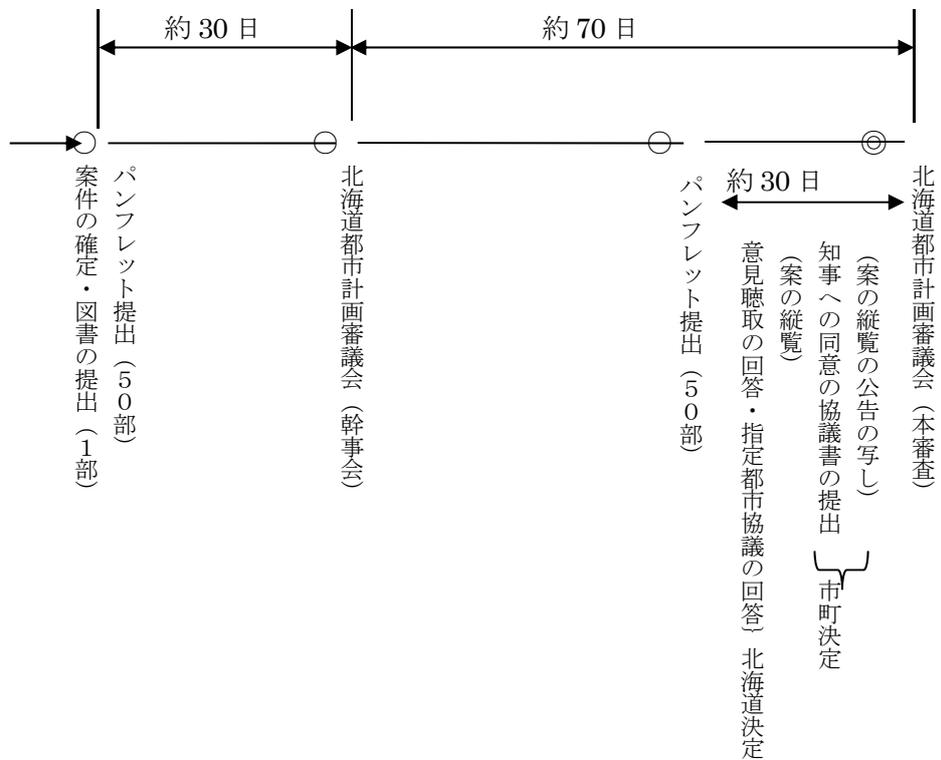
② 図書、パンフレットの提出部数及び提出期限

図書及びパンフレットの提出期限は、会議開催の日程に照らして定め、その都度事務局側から市町へ連絡することとしているが、提出部数のことも合わせてその概念を以下に図示する。

(イ) 北海道決定で国土交通大臣の同意を要するもの



(ロ) 北海道決定で国土交通大臣の同意不要のもの



(2) 図書の作成要領

A 申請書の文例

(イ) 北海道決定に係る案の提出

	〇〇〇〇第 号
	平成 年 月 日
北海道知事 〇〇〇〇 様	
	〇〇市長 〇〇〇〇印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に伴う案の提出について	
都市計画法第15条の2第1項の規定に基づき、次のとおり都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ます。	

(ロ) 北海道決定に係る意見の提出

	〇〇〇〇第 号
	平成 年 月 日
北海道知事 〇〇 〇〇 様	
	〇〇市長 〇〇〇〇印
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）に伴う意見の聴取について（回答）	
平成〇〇年〇〇月〇〇日付け都計第〇〇〇〇号により意見を求められましたことについて意見はありません。	

(ハ) 市町決定における道（都市計画課）への事前協議

	〇〇〇〇第 号
	平成 年 月 日
北海道建設部まちづくり局都市計画課長 様	
	〇〇市〇〇課長
〇〇都市計画〇〇の決定（変更）について（事前協議）	
このことについて、別添のとおり都市計画法第19条第3項（変更の場合：第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項）の規定により協議を行う予定ですので、あらかじめ北海道の意見を伺います。	

(注1) 個人名、公印ともに不要

(注2) 都市計画の策定の経緯の概要を添付のうえ、提出すること。

(二) 市町決定における道（知事）への協議・同意協議

北海道知事 ○○ ○○ 様	○○○○第 号 平成 年 月 日 ○○市長 ○○○○印
○○都市計画○○の決定について（協議） このことについて、別添のとおり都市計画法第19条第3項（変更の場合：第21条第2項の規定において準用する同法第19条第3項）の規定により、関係図書を添えて協議します。	

（注）都市計画の策定の経緯の概要を添付のうえ、提出すること。

B 都市計画の策定の経緯の概要

都市計画の策定の経緯の概要					
○○都市計画△△の決定（変更）					
事 項	時	期	備 考		
北海道事前協議	平成	年 月 日			
計画案の縦覧	平成	年 月 日から	（予定）		
	平成	年 月 日まで			
市町都市計画審議会	平成	年 月 日	（予定）		
（市の場合）北海道協議申請 （町の場合）北海道同意協議申請	平成	年 月 日	（予定）		
決定告示	平成	年 月 日	（予定）		

（注1）市町決定における事前協議時及び協議・同意協議時の申請書に添付すること。

（注2）事前説明、住民説明会などが行われている場合は追加記載すること。

（注3）計画案の縦覧期間には公告の日は含まれない（公告日の翌日から14日間）。

C 計画書

計画書は、都市計画の内容を表示するとともに、都市計画を定めた理由を明確に示すことを目的とする文書である。

従って、計画書は都市計画に定めるべき事項を標題、本文表示及び計画表をもって表示するとともに、当該都市計画を定める理由を附記することとしている。

なお、この「理由」は、計画書の一部を構成するものではあるが、都市計画の内容そのものではない。

a 公 園

(イ) 当該都市計画区域において当初に決定する場合

(A4 版縦)	<p style="margin: 0;">(注1) ○○都市計画公園の決定 <u>北海道決定</u> ○○市決定</p>												
	<p>(注2) 都市計画公園を次のように決定する。</p>												
種 別	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">名 称</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">位 置</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">面 積</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">番 号</th> <th style="text-align: center;">公 園 名</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(注3) ○○○○</td> <td style="text-align: center;">(注4) ○・○・○</td> <td style="text-align: center;">(注5) ○○市○○町○丁目</td> <td style="text-align: center;">(注6) 約 h a</td> <td style="text-align: center;">(注7)</td> </tr> </table>	名 称		位 置	面 積	備 考	番 号	公 園 名	(注3) ○○○○	(注4) ○・○・○	(注5) ○○市○○町○丁目	(注6) 約 h a	(注7)
名 称		位 置	面 積				備 考						
番 号	公 園 名												
(注3) ○○○○	(注4) ○・○・○	(注5) ○○市○○町○丁目	(注6) 約 h a	(注7)									
	<p>「区域は計画図表示のとおり」</p> <p>理由 (注8)</p>												

(注1) 北海道決定と市町決定は、それぞれ別葉とする。

(注2) 二以上の都市計画区域にまたがる場合の本文表示は、次の例によること。

【例】 ○○都市計画及び○○都市計画公園を次のように決定する。

【例】 ○○都市計画、○○都市計画及び○○都市計画公園を次のように決定する。

(注3) 「種別」は、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園、広域公園とする。

(注4) 「番号」の付し方は、次の要領による。

(番号の付し方)

○・ ○・○○

区分・区域・一連番号

1) 区分として付す番号は種別により次のとおりとする。

区分2 街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

区分3 近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

区分4 地区公園：主として徒歩圏区域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

区分5 総合公園：主として一つの市町村の区域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

区分6 運動公園：主として運動の用に供することを目的とする公園。

区分7 特殊公園(イ)：主として風致の享受の用に供することを目的とする公園。

区分8 特殊公園(ロ)：動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園。

区分9 広域公園：一の市町村の区域を越える広域の利用に供することを目的とする公園で、休息、鑑賞、散歩、遊技、運動等総合的な利用に供されるもの。

2) 規模として付す番号は、面積により次のとおりとする。

規模2 面積1ha未満のもの

規模3 面積1ha以上4ha未満のもの

規模4 面積4ha以上10ha未満のもの

規模5 面積10ha以上50ha未満のもの

規模6 面積50ha以上300ha未満のもの

規模7 面積300ha以上のもの

3) 一連番号

当該都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する（道内の各市町については3ページ後ろにある別記1を参照）。

(注5) 「位置」は町、丁目又は字まで記載する。

[例1] ○○市○○町○○丁目 [例2] ○○郡○○町字○○

「北海道市町村行政区画便覧」の表示方法による。番地は表示しない。また、町については郡から表示する。

(注6) 「面積」は次により記載すること。

1) 街区公園 小数点以下第2位まで（3位を四捨五入）

2) その他 小数点以下第1位まで（2位を四捨五入）

(注7) 「備考」欄には、主要な公園施設を記載することが考えられる。

なお、これらの備考欄に記載する事項は都市計画の決定事項ではなく、参考事項である。

[主な公園施設の例示]

- ・ 広場（野球広場、自由広場）
- ・ 植栽
- ・ 遊具
- ・ 池、噴水
- ・ 野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート
- ・ 植物園、動物園、水族館、野外劇場、図書館
- ・ 展望台

(注8) 「理由」は、当該公園を都市計画に定めることの趣旨を記述する。

(注9) 字句などの記載にあつては、略記号など（「〃」、「同上」）は使用しないこと。ただし、備考欄に限り「〃」の表示を用いてよい。

(ロ) 変更する場合

① 追加の場合

○○都市計画公園の変更（○○市決定）					
都市計画公園に○・○・○号○○公園ほか○公園を次のように追加する。					
種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
	(表示方法は決定の例によること)				
「区域は計画図表示のとおり」					
理由					
(注)					

(注) 変更の理由について、具体的に記述する。

② 位置・区域・面積などを変更する場合

〇〇都市計画公園の変更（〇〇市決定）

都市計画公園に〇・〇・〇号〇〇公園ほか〇公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
			(注2)		
	(表示方法は決定の例によること)				

「区域は計画図表示のとおり」

理由
(注1)

(注1) 変更の理由について、具体的に記述する。

(注2) 住居表示の変更（住居表示に関する法律）により位置（住居表示）の変更が生じた場合、都市計画法の手続を経なければ位置（住居表示）の変更はなされていないことに留意されたい。なお、変更手続き前（旧住居表示）であっても、都市計画法の効果は存続するものである。なお、このことをもって位置を変更する場合、その旨を理由に明記する。

③ 廃止する場合

〇〇都市計画公園の変更（〇〇市決定）

都市計画公園中〇・〇・〇号〇〇公園を廃止する。

理由
(注)

(注) 廃止の理由について、具体的に記述する。

④ 複数の変更を同時に行なう場合

〇〇都市計画公園の変更（〇〇市決定）

1. 都市計画公園中、〇・〇・〇号〇〇公園を〇・〇・〇号〇〇公園に名称を改め、〇・〇・〇号〇〇公園ほか〇〇公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
(表示方法は決定の例によること)					

「区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画公園に〇・〇・〇号〇〇公園ほか〇公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
(表示方法は決定の例によること)					

「区域は計画図表示のとおり」

理由

(注)

(注)「理由」は1、2について一括し、具体的に記載する。

別記 1

都市計画公園、緑地、広場の一連番号

都 区 市 域 計 画 画 名	都 市 名	街 区 公 園 (区分2)	近 隣 公 園 (区分3)	地 区 公 園 (区分4)	総 合 公 園 (区分5)	運 動 公 園 (区分6)	特 殊 公 園 (イ) (区分7)	特 殊 公 園 (ロ) (区分8)	広 域 公 園 (区分9)	緑 地	広 場	
札幌圏	札幌市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	江別市	1001～	201～	201～	101～	101～	101～	101～		101～	101～	101～
	石狩市	1101～	301～	301～	201～	201～	201～	201～		201～	201～	201～
	北広島市	1201～	351～	351～	251～	251～	251～	251～		251～	251～	301～
旭川圏	旭川市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	鷹栖町	501～	201～	201～	201～	201～	201～	201～		201～	201～	101～
	東神楽町	601～	301～	301～	301～	301～	301～	301～		301～	301～	201～
函館圏	函館市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	北斗市 (上磯地区)	201～	201～	201～	201～	201～	201～	201～		201～	201～	101～
	北斗市 (大野地区)	301～	301～	301～	301～	301～	301～	301～		301～	301～	201～
	七飯町	401～	401～	401～	401～	401～	401～	401～		401～	401～	301～
室蘭圏	室蘭市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	伊達市	301～	301～	301～	301～	301～	301～	301～		301～	301～	101～
	登別市	401～	401～	401～	401～	401～	401～	401～		401～	401～	201～
釧路圏	釧路市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	釧路町	201～	201～	201～	201～	201～	201～	201～		201～	201～	101～
帯広圏	帯広市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	音更町	201～	101～	101～	101～	101～	101～	101～		101～	101～	101～
	芽室町	301～	301～	301～	301～	301～	301～	301～		301～	301～	201～
	幕別町	501～	501～	501～	501～	501～	501～	501～		501～	501～	301～
千歳・ 恵庭圏	千歳市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	恵庭市	201～	201～	201～	201～	201～	201～	201～		201～	201～	101～
苫小牧 圏	苫小牧市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	白老町	301～	101～	101～	21～	21～	21～	21～		21～	21～	101～
	早来町	501～	201～	201～	41～	41～	41～	41～		41～	41～	201～
	厚真町	601～	251～	251～	51～	51～	51～	51～		51～	51～	301～
美唄・ 奈井江	美唄市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	奈井江町	101～	101～	101～	101～	101～	101～	101～		101～	101～	101～
滝川	滝川市	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	新十津川町	101～	101～	101～	101～	101～	101～	101～		101～	101～	101～
岩内	岩内町	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	共和町	101～	101～	101～	101～	101～	101～	101～		101～	101～	101～
虻田	洞爺湖町	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	
	壮瞥町	101～	101～	101～	101～	101～	101～	101～		101～	101～	101～
鶴川	むかわ町	401～	151～	151～	31～	31～	31～	31～	1～	31～	1～	
その他の市町		1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	1～	

b 緑 地

(イ) 当該都市計画区域において当初に決定する場合

〇〇都市計画緑地の決定 北海道決定
〇〇市決定

都市計画緑地を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	公 園 名			
(注1) ○	〇〇緑地	〇〇市〇〇町〇丁目	(注2) 約 h a	(注3)

「区域は計画図表示のとおり」

理由
(注4)

(注1) 「番号」は、当該都市計画区域ごとの一連番号とする（1ページ前の別記1を参照）。

(注2) 「面積」は、小数点以下第1位（1ha未満のものにあつては小数点以下第2位）まで記載する。

(注3) 「備考」欄の1行目には都市公園の種別を記載し、2行目以降には主要な施設を記載する。

【例】緩衝緑地、都市林、広場公園、都市緑地、緑道
野球場、テニスコート、サイクリング園路など

(注4) 「理由」は、当該緑地を都市計画に定めることの趣旨を簡潔に記述する。

(ロ) 変更する場合

「公園」の変更の例によること。

c 広 場

(イ) 当該都市計画区域において当初に決定する場合

〇〇都市計画広場の決定 北海道決定
〇〇市決定

都市計画広場を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	広 場 名			
(注1) ○	〇〇広場	〇〇市〇〇町〇丁目	(注2) 約 h a	(注3)

「区域は計画図表示のとおり」

理由
(注4)

(注1) 「番号」は、当該都市計画区域ごとの一連番号とする（1ページ前の別記1を参照）。

(注2) 「面積」は、小数点以下第1位（1ha未満のものにあつては小数点以下第2位）まで記載する。

(注3) 「備考」欄には主要な施設を記載する。

(注4) 「理由」は、当該広場を都市計画に定めることの趣旨を簡潔に記述する。

- (ロ) 変更する場合
「公園」の変更の例によること。

d 墓 園

- (イ) 当該都市計画区域において当初に決定する場合

〇〇都市計画墓園の決定 北海道決定
〇〇市決定

都市計画墓園を次のように決定する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番 号	墓 園 名			
〇	〇〇墓園	〇〇市〇〇町〇丁目	(注1) 約 h a	(注2)

「区域は計画図表示のとおり」

理由
(注3)

- (注1) 表示方法は、緑地に準じる。
(注2) 「備考」欄には、主要な墓園施設、墓所面積及び墓所率（墓園面積に対する墓所面積の概ねの割合）を記載すること。
(注4) 「理由」は、当該墓園を都市計画に定めることの趣旨を簡潔に記述する。

- (ロ) 変更する場合
「公園」の変更の例によること。

D 新旧対照表

都市計画を変更する場合に添付するもので、次の要領により作成する。
ただし、新規決定、追加、廃止に係るものは、同表は不要とする。

[例]

新旧対照表
上段：変更前
下段：変更後

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考	変 更 内 容
	番 号	公 園 名				
一般公園	5・5・1	〇〇公園	〇〇市〇町〇丁目	約 10.0ha	広場、 植栽、 野球場	種別の変更及び 区域面積の拡大 変更（約5.5ha の拡大）
総合公園	〃	〃	〃	約 15.5ha	体育館	

- (注1) 変更の概要を変更内容欄に記載すること。
(注2) 「新旧対照表」に限り変更前後で同一のものは、「〃」で表示すること。
(注3) 住居表示の変更（住居表示に関する法律など）により位置（住居表示）の変更が生じた場合、都市計画法の経緯を経なければ位置（住居表示）の変更はなされていないことに留意されたい。なお、位置の変更前（旧住居表示）であっても、都市計画法の効果は存続するものである。

E 理由書

理由書は、都市計画法第17条の規定において、都市計画の案の縦覧の際に添付することとされており、都市計画決定権者としての説明責任を明確にするとともに、都市計画について住民との合意形成の円滑化を図ることを目的としている。

[参考例]

都市計画決定（変更）に係る理由書

- 1 案件名 ○○都市計画○○の決定（変更）
- 2 都市計画決定（変更）内容
- 3 都市計画決定（変更）理由（注）

（注）理由を記載する際の留意事項

住民が都市計画決定、変更される理由を十分に理解できるよう、都市計画の必要性、計画内容（位置、区域、規模など）の妥当性についてできるだけ分かりやすく表現すること。

F 現況説明書

当該公園等の用地について、その土地の沿革などを明らかにするもので、原則として箇所ごとに次の事項について記述する。

1) 土地の沿革

現在の土地所有（民有地、公有地）や土地区画整理事業など特に記述すべき歴史上の変遷を明記する。

2) 森林法、河川法などによる公用制限

農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の状況や、条例などの制限について協議結果及び今後の手続などについて明らかにするものとする。

3) 環境の概要

当該公園等の現況（樹林地のある場合は、主たる樹種）、付近の環境、用途地域などについて記述する。

4) 関連する他の施設計画の概要

当該公園等に連絡する道路の計画又は関連する教育文化施設、社会福祉施設、緑道、河川などの計画についてその概要を記載する。

[例]

現況説明書

〇・〇・〇 〇〇公園

1. 土地の沿革

本公園予定区域のうち〇haは、開発行為により町に帰属したものである。また、〇haは〇〇川の河川改修に伴う旧河川敷地であり、これらを公園とすることについては河川管理者と協議し、了解が得られている。残り〇haは、所有者5名の民有地である。

2. 森林法、河川法などによる公用制限関係

- 1) 町有地については森林法による保安林（土砂の流出の防備）があり、協議済みである。
- 2) 1級河川〇〇川の河川敷地があり、河川管理者と協議済みである。
- 3) 農業振興地域の整備に関する法律による農用地があり、現在協議により除外手続き中である。

3. 環境の概要

本公園の南西部はミズナラ、イタヤカエデ、ヤチダモを主体とした樹木で覆われているが、北部については荒地化している。

西側は、都市計画道路の〇・〇・〇 △△通を経て市街地に面し、公園利用上の利便性も良好な第二種住居地域である。

4. 関連する他の施設計画の概要

本公園に連絡する都市計画道路〇・〇・〇 △△通は、国道〇号のバイパスとして国道に指定され、次年度から道路整備の事業が予定されている。

(注) 「2. 森林法、河川法などによる公用制限関係」、「4. 関連する他の施設計画概要」の事項に該当がない場合は、次のように記載する。

[例] 2. 森林法、河川法などによる公用制限関係
なし

G 箇所図（総括図のA4縮小版）

当該決定（変更）箇所を示すものとして明示する。

H その他資料

当該計画に係る資料として必要に応じ添付する。

（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）、市町村マスタープラン（都市マス）、緑の基本計画など）

I 協議書の写し

公園等の設置について、許可などの処分権限を有する関係行政機関などとの協議文書の写しを添付すること。協議打合せメモにあっては相手のサインをもらうことを原則とし、都市計画決定（変更）について了解する旨の内容が記載されていること。

なお、協議調整の必要な項目及び協議先について、参考に次表に示す。

関係機関協議一覧表

No	協議先	協議内容	対象案件
	道都市環境課 (指定都市は協議不要)	・都市公園法に関する事 ・都市計画事業に関する事	・都市公園法による開設を行っている既存の公園の変更の場合など、都市公園法に抵触する場合 ・都市計画事業により整備する場合
	開発建設部 道路担当課	・国道計画との整合に関する事 ・出入口協議	・計画決定区域が国道に隣接する場合 ・計画決定が国道の交通量などに影響を与える場合
	(総合) 振興局 建設管理部道路課	・道道計画との整合に関する事 ・出入口協議	・計画決定区域が道道に隣接する場合 ・計画決定が道道の交通量などに影響を与える場合
	北海道公安委員会	大規模な公園等の出入口の形状や位置、又は設置計画による発生交通量に関する事	・大規模な公園の出入口を公道に接続する場合 ・また、施設計画による発生集中交通量が隣接する道路に影響を与える場合
	開発建設部 河川担当課	国管理の河川敷地に関する事 (注1)	国管理の河川敷地内で計画決定する場合
	(総合) 振興局 建設管理部治水課	道管理の河川敷地に関する事 (注1)	道管理の河川敷地内で計画決定する場合
	(総合) 振興局 産業振興部農務課	農業地域に関する事	農業地域内で計画決定する場合
	(総合) 振興局 産業振興部林務課	森林地域に関する事	森林地域内で計画決定する場合
	(総合) 振興局 保健環境部環境生活課	・自然公園地域、自然保全地域に関する事 ・道自然環境等保全条例に関する事	・自然公園、自然保全地域内で計画決定する場合 ・環境緑地保護地区内で計画決定する場合
	財務省北海道財務局	国有地に関する事	計画決定区域内に財務省の財産がある場合
	防衛省北海道防衛局	防衛施設内及びその他周辺での計画決定に関する事(注2)	防衛施設内及びその他周辺で計画決定する場合
	教育委員会	・公園施設に関する事 ・文化財保護法に関する事(埋蔵文化財)	・計画決定区域内に既存の文化施設が含まれる場合 ・計画決定区域内に包蔵が予想される場合
	港湾管理者	臨港地区内に関する事	臨港地区内で計画決定する場合
	北海道電力(株)ほか	高圧線などに関する事	計画決定区域内に高圧線などの施設がある場合

- ※1. 打ち合わせメモには協議出席者のサインを原則記入すること。
 2. 打ち合わせメモには協議の趣旨に対する意見を必ず記述すること(「都市計画決定(変更)に了解する。」など)。
 3. 計画決定に対する意見回答書(公書による協議)があった場合、回答書の写しを添付すること。
 4. 上記以外にも協議が必要と認められるときには、適宜実施すること。
 (注1) 都市計画決定等にかかわる治水協議について……別記2参照
 (注2) 防衛施設及びその周辺に決定する場合(平成7年9月1日付都計第326号関係45市町あて都市計画課長通知)を参照。

J 総括図

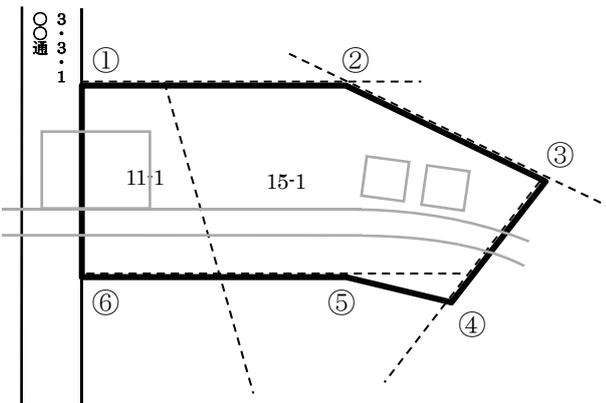
総括図は、その趣旨を「当該都市の将来のビジョンを全体の都市計画によって明らかにしようとするもの」としており、次の事項を表示して作成する。

規 格	区域区分、用途地域及び都市計画施設（道路など）が表示されている都市計画図で縮尺 1/10,000～1/30,000 の図面（原則は 1/25,000 以上） （注）他の都市計画を同時に決定する場合は、当該都市計画も含め図面に反映されているか留意すること。							
表示事項	表 示 方 法							
位置及び名称	新規決定・追加する公園等	名称（旗揚げ）及び区域（赤色）						
	拡大する公園等	名称（ 〃 ）及び変更後の区域（赤色）						
	縮小する公園等	名称（ 〃 ）及び変更後の区域（黄色）						
	廃止する公園等	名称（ 〃 ）及び区域（黄色）						
	上記以外の変更を行う公園等	名称（ 〃 ）及び区域（黒色）						
	計画決定済みの他の公園等 （変更を行わない公園等）	区域（緑色）※必ず記載						
図面名称	<p>[例]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">〇〇都市計画公園</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総括図</td> <td style="text-align: center;">No. 〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">縮尺 1/〇〇</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 100px;">縮尺、方位、凡例は必ず記入のこと。</p>		〇〇都市計画公園		総括図	No. 〇〇	縮尺 1/〇〇	
〇〇都市計画公園								
総括図	No. 〇〇							
縮尺 1/〇〇								

（注）黄色が見えづらい場合、他図面も含めオレンジ色で表示すること。

K 計画図

計画図は、「土地に関し権利を有するものが自己の権利に係る土地がこれらの区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。」との趣旨に従い、できるだけ縮尺の大きい図面、原則として一の公園ごとに作成する。

規 格	縮尺 1/2,500 以上 街区公園にあつては縮尺 1/300 程度															
表示事項	表 示 方 法															
計画区域	新規決定、追加、又は区域変更の場合の変更後の区域	0.4mm 程度の赤色実線														
	区域変更の場合の変更前の区域又は、廃止	0.4mm 程度の黄色実線														
	<ul style="list-style-type: none"> ・現況を下図とし、以下の項目を追加記載する。 ・区域の表示を明確にするため、次の例により測点を設け区域界の表示により補足する。 <p>[例]</p>  <table border="1" data-bbox="1069 616 1420 862"> <thead> <tr> <th>区域界</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①～④</td> <td>地番界</td> </tr> <tr> <td>④～⑤</td> <td>見通し線</td> </tr> <tr> <td>⑤～⑥</td> <td>地番界</td> </tr> <tr> <td>⑥～①</td> <td>見通し線 (都市計画道路界)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※変更前も同様に表示する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地番及びその境界を表示する。 <u>土地所有者の個人名は記入しないこと。</u> ・区域界番号は、区域折点について表示する。 ・当該公園等に重複又は接する都市計画施設（道路など）の名称及び区域を記入する。 ・変更の場合、新旧の対照ができるよう、原則として一葉の図面で作成する。 ・上記表示にあたり、線種別又は着色などにより識別が容易になるよう工夫した凡例を表示すること。 ・煩雑になる場合、現況を別葉の図面（現況図）として添付すること。 		区域界	区 分	①～④	地番界	④～⑤	見通し線	⑤～⑥	地番界	⑥～①	見通し線 (都市計画道路界)				
区域界	区 分															
①～④	地番界															
④～⑤	見通し線															
⑤～⑥	地番界															
⑥～①	見通し線 (都市計画道路界)															
図面名称	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、凡例は必ず記入のこと。 <p>「例」</p> <table border="1" data-bbox="430 1366 726 1534"> <tr> <td colspan="2">○○都市計画公園</td> </tr> <tr> <td>○・○・○号</td> <td>○○公園</td> </tr> <tr> <td>計画図</td> <td>No. ○○</td> </tr> <tr> <td colspan="2">縮尺 1/○○○○</td> </tr> </table> <p>「例」</p> <table border="1" data-bbox="1069 1366 1420 1500"> <tr> <td>———</td> <td>追加公園決定区域</td> </tr> <tr> <td>-----</td> <td>地番界</td> </tr> <tr> <td>———</td> <td>都市計画道路区域</td> </tr> </table>		○○都市計画公園		○・○・○号	○○公園	計画図	No. ○○	縮尺 1/○○○○		———	追加公園決定区域	-----	地番界	———	都市計画道路区域
○○都市計画公園																
○・○・○号	○○公園															
計画図	No. ○○															
縮尺 1/○○○○																
———	追加公園決定区域															
-----	地番界															
———	都市計画道路区域															

L 平面計画図

平面計画図は、次の事項を表示した図面とする。ただし、面積が著しく大きい場合は、平面計画図としての性格を損なわない範囲において取扱いの便を考慮した図面の大きさとするよう適宜縮尺を設定する。また、公園等の廃止の場合、本図面は添付不要。

規 格	縮尺 1/200～1/1,000（街区公園については、縮尺 1/300 程度）									
表示事項	表 示 方 法									
計画区域	新規決定、追加、又は区域変更の場合の変更後の区域	0.4mm 程度の赤色実線								
	区域変更の場合の変更前の区域	0.4mm 程度の黄色実線								
公園等の施設の配置	施設計画については、事業認可時と同程度の精度とする。									
図面名称	<p>[例]</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2">〇〇都市計画公園</td> </tr> <tr> <td>〇・〇・〇号</td> <td>〇〇公園</td> </tr> <tr> <td>平面計画図</td> <td>No. 〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">縮尺 1/〇〇</td> </tr> </table> <p>縮尺、方位、凡例は必ず記入のこと。</p>		〇〇都市計画公園		〇・〇・〇号	〇〇公園	平面計画図	No. 〇〇	縮尺 1/〇〇	
〇〇都市計画公園										
〇・〇・〇号	〇〇公園									
平面計画図	No. 〇〇									
縮尺 1/〇〇										

M 求積図

求積図は、次の事項を表示した図面とする。なお、図面の縮尺は、都市計画の決定における面積表示の精度を考慮し作成すること。また、公園等の廃止の場合、本図面は添付不要。

規 格	縮尺 1/1,000～1/2,000（街区公園については、縮尺 1/500 程度）									
表示事項	表 示 方 法									
計画区域	新規決定、追加、又は区域変更の場合の変更後の区域	0.4mm 程度の赤色実線								
	区域変更の場合の変更前の区域	0.4mm 程度の黄色実線								
留意事項	<p>（三斜計算による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各曲点間の距離を表示すること。 面積の算定に必要な分割線、寸法を表示すること。 区域の変更にあつては、新旧の面積がそれぞれわかるよう、原則一葉の図面に表示すること。 計算表を表示すること（図面に記入できない場合は、別添とする。）。 <p>面積の算定にあたり、分割された面積が判るように、図面及び計算表に任意の記号又は番号を表示すること。</p> <p>（座標計算による場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算表を表示すること（図面に記入できない場合は、別添とする。）。 座標番号について、図面及び計算表に明示すること。 区域の変更にあつては、新旧の面積がそれぞれわかるよう、原則一葉の図面に表示すること。 									
図面名称	<p>[例]</p> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td colspan="2">〇〇都市計画公園</td> </tr> <tr> <td>〇・〇・〇号</td> <td>〇〇公園</td> </tr> <tr> <td>求積図</td> <td>No. 〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">縮尺 1/〇〇</td> </tr> </table> <p>縮尺、方位、凡例は必ず記入のこと。</p>		〇〇都市計画公園		〇・〇・〇号	〇〇公園	求積図	No. 〇〇	縮尺 1/〇〇	
〇〇都市計画公園										
〇・〇・〇号	〇〇公園									
求積図	No. 〇〇									
縮尺 1/〇〇										

(3) 図書の製本

① 体裁

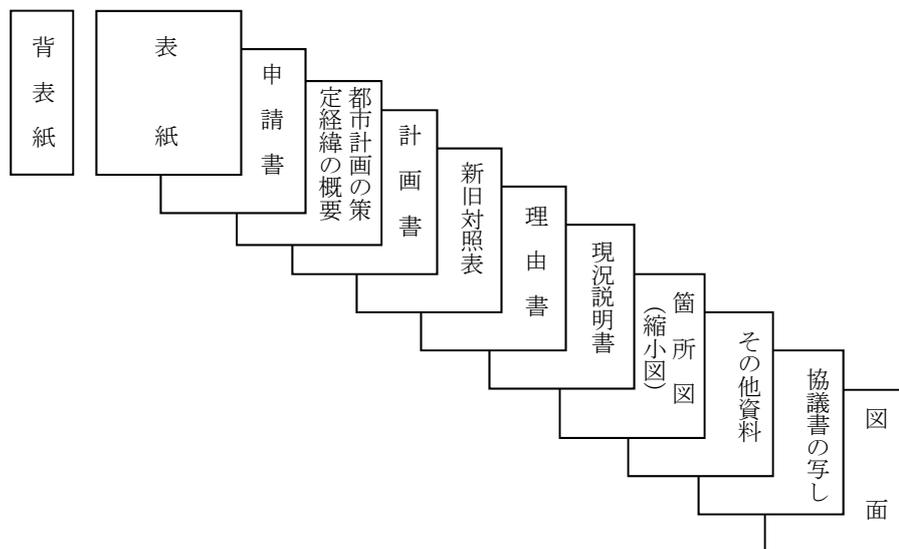
都市計画決定又は変更に係る文書の北海道での管理は、北海道文書編集保存規定により所定の規格で編集し保存するため、あらかじめ次の要領で製本すること。

また、その他関係行政機関などとの協議用図書もこれに準ずる規格とする。

事項	規格
文書	A4版の大きさで縦の横書き
図面収納袋	・綴じしろ込みでA4版の大きさ ・図面には、図面番号(連番)を記入した図面目録をつける。
図面の折りたたみ	上記の袋に容易に出し入れできる大きさ (厚みを小さくするよう配慮のこと)
表紙 背表紙	北海道決定の場合 〇〇年度 〇〇都市計画公園の変更(〇〇市) 北海道
表紙 背表紙	市町決定の場合 〇〇年度 〇〇都市計画公園の変更協議書 〇〇市

※図書は公園、緑地、墓園、広場その他の公共空地、さらに北海道決定、市町決定区分により、それぞれ別冊として作成すること。

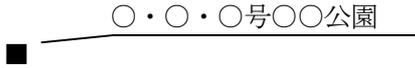
②製本順序



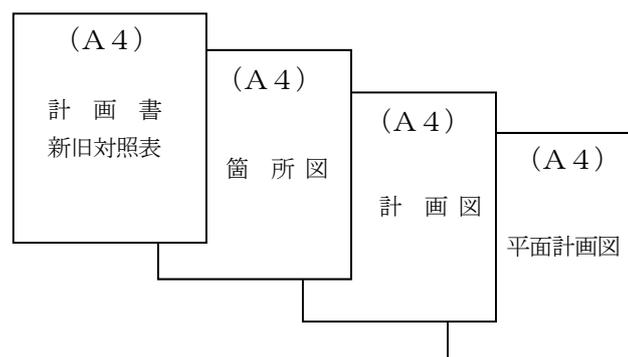
(4) 審議会資料

計画決定に係る北海道都市計画審議会に必要な資料の作成及び編集は、次によるものとする。

① パンフレット

規 格	A4 サイズ ・ 1セットごとに左上のみ綴じて必要部数を提出する。
必要部数及び提出期限	本審査案件：北海道決定で大臣同意を要するもの ・ 幹事会用→50部（幹事会の30日前まで） ・ 予備審用→50部（ ” ” ） ・ 本審査用→50部（審議会の30日前まで） 本審査案件：北海道決定で大臣同意不要のもの又は市町決定のもの ・ 幹事会用→50部（幹事会の30日前まで） ・ 本審査用→50部（審議会の30日前まで）
必要書類	作成要領
計画書※	・ 都市計画の図書と同一内容である。
新旧対照表※	・ 都市計画の変更の場合のみ必要。 ・ 都市計画の図書と同一内容である。
箇所図 (総括図縮小)	・ 縮尺は適宜とするが、凡例、距離スケール及び方位は必ず明示すること。 ・ カラー表示により作成すること。 ・ 総括図を縮小して作成する場合、名称が小さくならぬよう工夫すること。 ・ 当該決定（変更）に係る公園等の位置及び名称を旗揚げにて表示すること。 ・ 位置及び名称の着色は、総括図の表示方法と同様とすること。 (例)  ○・○・○号○○公園
計 画 図	・ 縮尺は適宜とするが、距離スケール及び方位は必ず明示すること。 新規決定、追加、又は区域変更の場合の変更後の区域 : 1.0mm 程度の赤色実線 区域変更の場合の変更前の区域又は、廃止 : 1.0mm 程度の黄色実線
平面計画図	・ 都市計画の図書と同一内容である。 ・ 縮尺は適宜とするが、凡例、距離スケール及び方位は必ず明示すること。 ・ 図面を縮小して作成する場合、施設名が小さくならぬよう工夫すること。

※ 計画書と新旧対照表が1枚に収まる場合、1枚に表入すること。



第3節 都市計画の告示など

1. 都市計画の案の縦覧の公告（参考例）

（1）都市計画の決定の場合（市町決定）

〇〇町告示 第 号

都市計画法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに〇〇町に意見書を提出することができる。

平成 年 月 日

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

- 1 都市計画の種類
公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
ア 名称 ○・○・○号 〇〇公園
イ 位置 〇〇郡〇〇町〇丁目の一部
(縦覧に供する都市計画の案のとおり)
- 3 都市計画の案の縦覧場所
〇〇町〇〇部〇〇課
- 4 縦覧期間
自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(注1) 「都市計画を定める土地の区域」は郡、市、区、町村、大字及び字（町丁目）をもって表示すること。

(注2) 「公告の日から2週間」とは、公告の日は期間に参入されず、翌日から2週間（休日含む）となるので注意のこと。

(注3) 縦覧期間の末日が地方公共団体の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで縦覧を行う必要がある。

(2) 都市計画の変更の場合（市町決定）

〇〇市告示第 号

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに〇〇市に意見書を提出することができる。

平成 年 月 日

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

- 1 都市計画の種類
公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1)変更する部分
 - ア 名称 ○・○・○号 〇〇公園
 - イ 位置 〇〇市〇町〇丁目の一部
 - (2)追加する部分
 - ア 名称 ○・○・○号 〇〇公園
 - イ 位置 〇〇市〇町〇丁目及び〇〇市〇町〇丁目の各一部
 - (2)削除する部分
 - ア 名称 ○・○・○号 〇〇公園
 - イ 位置 〇〇市〇町〇丁目の一部
(縦覧に供する都市計画の案のとおり)
- 3 都市計画の案の縦覧場所
〇〇市〇〇部〇〇課
- 4 縦覧期間
 - 自 平成 年 月 日
 - 至 平成 年 月 日

2. 都市計画の決定及び変更の告示（参考例）

(1) 都市計画の決定の場合（市町決定）

〇〇町告示第 号

都市計画法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

- 1 都市計画の種類
公園
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - ア 名称 ○・○・○号 〇〇公園
 - イ 位置 〇〇郡〇〇町〇丁目の一部
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)
- 3 都市計画の図書の縦覧場所
〇〇町〇〇部〇〇課

(2) 都市計画の変更の場合（市町決定）

〇〇市告示第 号

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類

公園

2 都市計画を定める土地の区域

(1)変更する部分

ア 名称 ○・○・○号 〇〇公園

イ 位置 〇〇市〇町〇丁目の一部

(2)追加する部分

ア 名称 ○・○・○号 〇〇公園

イ 位置 〇〇市〇町〇丁目及び〇〇市〇町〇丁目の各一部

(2)削除する部分

ア 名称 ○・○・○号 〇〇公園

イ 位置 〇〇市〇町〇丁目の全部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 都市計画の図書の縦覧場所

〇〇市〇〇部〇〇課

3. 都市計画の図書の写しの縦覧の公告（参考例）

(1) 都市計画の決定の場合（北海道決定）

〇〇町公告第 号

都市計画法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

〇〇町長 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類

公園

2 縦覧場所

〇〇町〇〇部〇〇課

(2) 都市計画の変更の場合（北海道決定）

〇〇市公告第 号

都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 年 月 日

〇〇市長 ○ ○ ○ ○

1 都市計画の種類

公園

2 縦覧場所

〇〇市〇〇部〇〇課

4. 都市計画の図書の写しの送付

(1) 図書の送付の手続

都市計画法第 20 条第 1 項の規定により、市町が都市計画を決定または変更したときは都道府県に通知文書（知事宛）、告示文（写）を送付すること。なお、軽易な変更として、協議・同意協議を行っていない場合は、以下の図書を併せて送付すること。

名称の変更 : 計画書、新旧対照表、総括図

上記以外の変更 : 通常と同様の図書

(2) 知事あて通知文書の文例

① 都市計画を決定した場合（市町決定）

	〇〇〇〇 第 号
	平成 年 月 日
北海道知事 〇〇 〇〇 様	
	〇〇市長 〇〇 〇〇 印
都市計画の決定について（送付）	
都市計画法第 20 条第 1 項の規定により、次の都市計画の決定に係る都市計画の図書の写しを送付します。	
記	
〇〇都市計画公園 〇・〇・〇 〇〇公園	

② 都市計画を変更した場合（市町決定）

	〇〇〇〇 第 号
	平成 年 月 日
北海道知事 〇〇 〇〇 様	
	〇〇市長 〇〇 〇〇 印
都市計画の決定について（送付）	
都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の図書の写しを送付します。	
記	
〇〇都市計画公園 〇・〇・〇 〇〇公園	

○都市計画決定等にかかわる治水協議について（通知）

〔 昭和 62 年 1 月 26 日 河川第 3113 号 〕
各土木現業所あて 河川課長

都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置については「昭和 57 年 11 月 1 日付河川第 1489 号」により通知しているところですが、このほかの都市計画の決定及び変更にあたっての事前協議の方針を別添のとおり定めましたので、今後これに基づいて措置されますようお願いいたします。

なお、関係市町村長（河川管理者）へは貴職より周知されるようお願いいたします。このことについては北海道開発局建設部、及び北海道住宅都市部了解済みとなっておりますので申し添えます。

I 基本方針

都市計画と治水事業との緊密な連携は、安全な都市づくりの観点から、又計画的な市街化を図る観点からも重要な事である。このため、河川及び防災施設についても積極的に都市計画決定するよう努めることとし、河川区域(注 1 参照)に関する都市計画、及び現市街化区域(注 2 参照)外で土地の改変が想定される都市計画の立案に当たっては、流域のもつ保水遊水機能に配慮し、あらかじめ都市計画担当部局と河川管理者とで協議又は意見の交換を行うものとする。なお、都市計画の事業化に当たって必要な河川法及び諸法令に基づく河川管理に関わる協議等は、別途行うものとする。

注 1) 河川区域とは河川法第 6 条、北海道普通河川及び堤防敷地条例第 3 条に定める区域を言う。

注 2) 未線引き都市計画区域にあたっては「市街化区域」を「用途地域」と読み替える。

II 協議内容等

1) 市街化区域及び市街化調整区域

- ① 新規決定又は見直し変更については、別添様式 A 及び B により文書で協議する。
- ② 特定保留地区に係わる変更については、見直し時の協議事項について、確認し、打ち合わせメモを作成する。
- ③ 特定保留地区のうち、治水対策上の問題で保留された地区及び一時保留に係わる変更については、①と同様とする。

※ 参照「都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について」（昭和 45 年 1 月 8 日建設省都計発第 1 号、建設省河都発第 1 号、建設省都市局長、建設省河川局長から各知事あて）

2) 地域地区

- ① 未線引都市における用途地域の新規決定又は拡大変更については、別添様式のうち A により協議し、打ち合わせメモを作成する。

3) 市街地開発事業

- ① 計画区域が河川区域を含むものについては、当該事業と河川事業との整合を図るため河川改修計画等の基本方針について協議し打ち合わせメモを作成する。
- ② 計画区域が用途地域外の場合で相当規模(注 3 参照)の土地の改変が想定されるものについては別添様式 A 及び B により文書により協議する。
- ③ 河川区域に近接する事業については長期的な河川改修事業等について意見交換を行い打ち合わせメモを作成する。

4) 都市施設

a. 道路等

- ① 河川横断については、施設の線形、区域、及び構造形式等の問題点について文書で協議する。

- ② その他河川区域を含む施設については河川管理及び河川改修計画等の問題点について協議し打ち合わせメモを作成する。
- ③ 河川区域に近接する施設については長期的な河川改修計画等について意見交換を行い打ち合わせメモを作成する。

b. 公園、緑地等

- ① 計画区域が河川区域を含むものについては当該施設の整備に伴って予め予想される河川管理及び河川管理計画等の問題点について協議し打ち合わせメモを作成する。
- ② 計画区域が用途区域外の場合で相当規模(注3参照)の土地の改変が想定されるものについては治水事業等の問題点について協議を行い打ち合わせメモを作成する。
- ③ 河川区域に近接する施設については長期的な河川改修計画等について意見交換を行い打ち合わせメモを作成する。

c. 下水道

- ① 河川に係わる施設の配置に対する河川管理上等の支障の有無について協議し打ち合わせメモを作成。

d. その他の都市施設

原則としてb. 公園緑地等の例による。

5) 緑のマスタープランの基本的事項

河川空間を系統的な都市空間の一部として配置することについて説明し、意見の交換を行う。

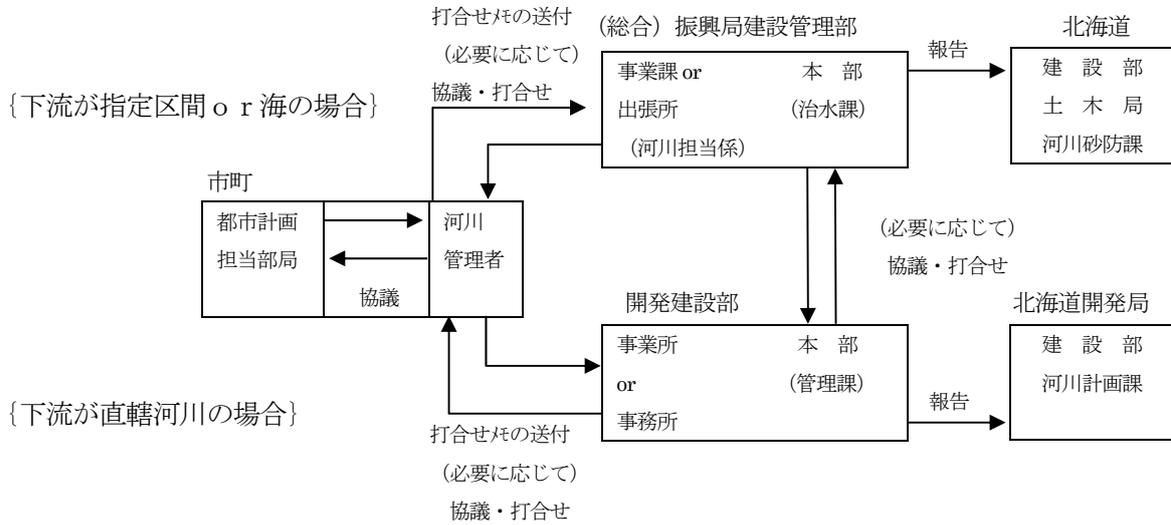
- 注3) 相当規模とは計画区域の面積が概ね 1ha を超えるものとするが、治水上著しい影響を及ぼす場合、あるいは個々の計画区域の面積が 1ha 未満であっても全体計画をもっていてこの全体計画の面積が概ね 1ha を超える場合及び近い将来同様に計画が連続して生じ全体の区域の面積が概ね 1ha を超えることが予想される場合にあってはこの限りではない。

III 協議先等

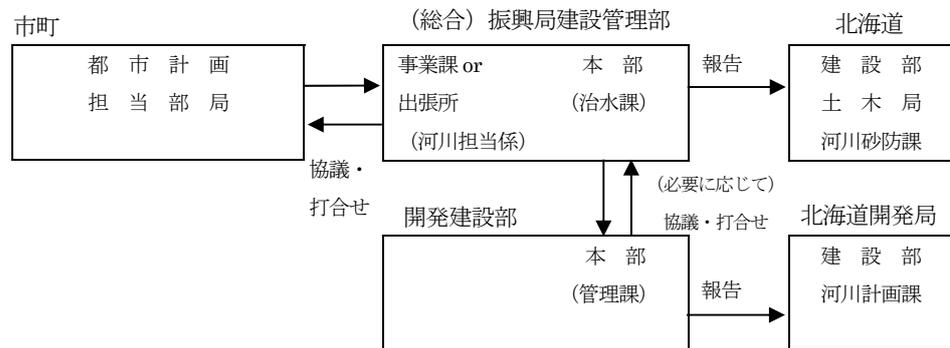
- ① 市町は都市計画案の検討時に河川部局と協議する。
- ② 河川部局の協議先については別紙フロー図を参照のこと。なお、他の河川との調整が必要な場合は、原則として河川管理者間で行う事とする。
- ③ 落ち合わせメモを作成したときは協議者双方がサインしお互いに交換する。
- ④ 協議内容について、疑義が生じ協議が難航している場合は、河川部局にあっては、開発局河川計画課、土木部河川課、市町の都市計画部局にあっては、住宅都市部都市計画課にその旨を速やかに報告し、円滑に事務処理に努めること。
- ⑤ 市町は都市計画の原案提出又は承認申請を行う際、協議文書又は打ち合わせメモのコピーを添付する。

別紙
治水協議フロー図

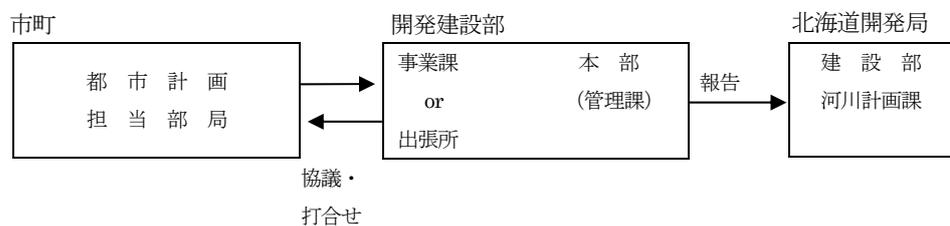
1. 普通河川、準用河川



2. 法河川
(一級指定
区間及び
二級河川)



3. 法河川
(指定区間
外区間)



- (注1) 治水協議は原則として都市計画市町村原案提出までに終了すること。
- (注2) (必要に応じて)とは下流河川に及ぼす影響(流量、水質等)がある場合をいう。
- (注3) H12年3月治水協議の手引きによる。

※ フロー図中の機関名及び部署名は平成29年4月現在に修正している。

○都市計画決定にかかわる治水協議について

〔 昭和 62 年 1 月 26 日付け事務連絡
各土木現業所治水課長あて 河川課審査係長 〕

標記については昭和 62 年 1 月 26 日付け河川第 3113 号により通知したところですが、運用にあたっては、別紙事項に留意の上、遺憾のないよう取り計らい下さい。

なお、事前協議にあたっては敷地の取り扱い等について管理課とも十分打合せを行って下さい。

都市計画決定等にかかわる治水協議についての留意事項

1. 市街化区域及び市街化調整区域

河川改修等の治水対策については事業主体を明確にするとともに、事業実施部門（市町）ともその確認を行うよう努めること。

2. 地域地区

上記 1 に準じて取り扱う。

3. 市街地開発事業

(1) 上記 1 に準じて取り扱う。

(2) 河川敷地を含んで計画決定される場合は、

(i) 河川敷地の位置

(ii) 河川敷地の面積

を明らかにして相互に確認を行い、河川敷地の将来の取り扱いについても意見交換を行うこと。

4. 都市施設

(1) 上記 3 の(2)に準じて取り扱う。

(2) 道路等

河川の縦断的な使用については地元の意見等をも踏まえ十分な検討を行うこと。

(3) 公園・緑地等

堤内地の河川敷地を含めて計画決定される場合、その施設計画については側帯としての使用、あるいは超過洪水に対する対応等を十分検討のこと。

(4) 下水道

○ 新規に下水道の都市計画決定が行われる場合は当該地域内の河川について改修計画を見直し、相互にその整合性を図るよう努めること。

○ なお計画決定以前に河川管理者、下水道事業認可者、事業実施者の三者で、その整合性について確認を行うよう努めることとする。

第 4 章 都市計画事業認可

第4章 都市計画事業認可

第1節 都市計画事業認可

1. 都市計画事業認可の効果

都市計画事業の認可（承認）が行われたときは、都計法第62条第1項に定めるところにより都市計画事業の認可又は承認の告示が行われることとなるが、これによって次に掲げる各種の法的効果が生ずる。

- (1) 事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建物の建築、移動の容易でない物件の設置・堆積について制限（都道府県知事の許可）が働くこと。
（法第65条）
- (2) 都市計画法第66条の公告の日の翌日から起算して10日を経過した後は、事業地内の土地建物の先買い権が発生すること。（法第67条）
- (3) 事業地内の土地所有者は、施行者に対し、土地の時価で買い取るよう請求できること。（法第68条）
- (4) 土地収用法の適用を受けることができること。（法第69条）
- (5) 都市計画税を充当することができること。（地方税法第702条）

2. 事業認可の告示

都市計画事業の認可（承認）の告示（法第62条第1項、省令第48条）後、施行者は次のとおり周知し、事業の施行について土地等の関係権利者及び附近地の住民の協力が得られるよう努めなければならない。

- (1) 市町村長は、送付された図書を法第62条第1項の告示に係る事業施行期間の終了の日、又は土地収用法（昭和26年法律第519号）第30条第2項に規定により準用される同法第30条第2項の通知を受ける日まで、図書の写しを当該市町村の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。（法第62条第1項）
- (2) 都市計画事業の認可の告示後、施行者は、すみやかに、都市計画事業の種類及び名称、施行者の名称、事務所の所在地、事業地の所在を公告すると共に、事業地内の土地建物等の有償譲渡について制限があることを、施行者は関係権利者に周知させなければならない。（法第66条、政令第42条第1項）
- (3) 都市計画法第66条の公告をしたときは、省令で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を施行予定者が定められている都市計画施設の区域等、事業予定地、市街地開発事業等予定区域の区域又は事業地内の適当な場所に掲示しなければならない。（政令第42条第2項）
- (4) 都市計画法第66条の住民に対する説明についての措置は、次に定めるところにより、説明のための会合を開催することとする。ただし、住民が参集しないためその他施行者の責に帰することができない理由により、あらかじめ定められた日時及び場所において説明のための会合を開催することができないときは、会合の開催以外の方法によることができる。（省令第54条）

3. 事業の施行者と認可を受ける者の区分

都市計画法第 59 条に定める都市計画事業の施行者は、表－1 のとおりであり、原則は市町村とされている。

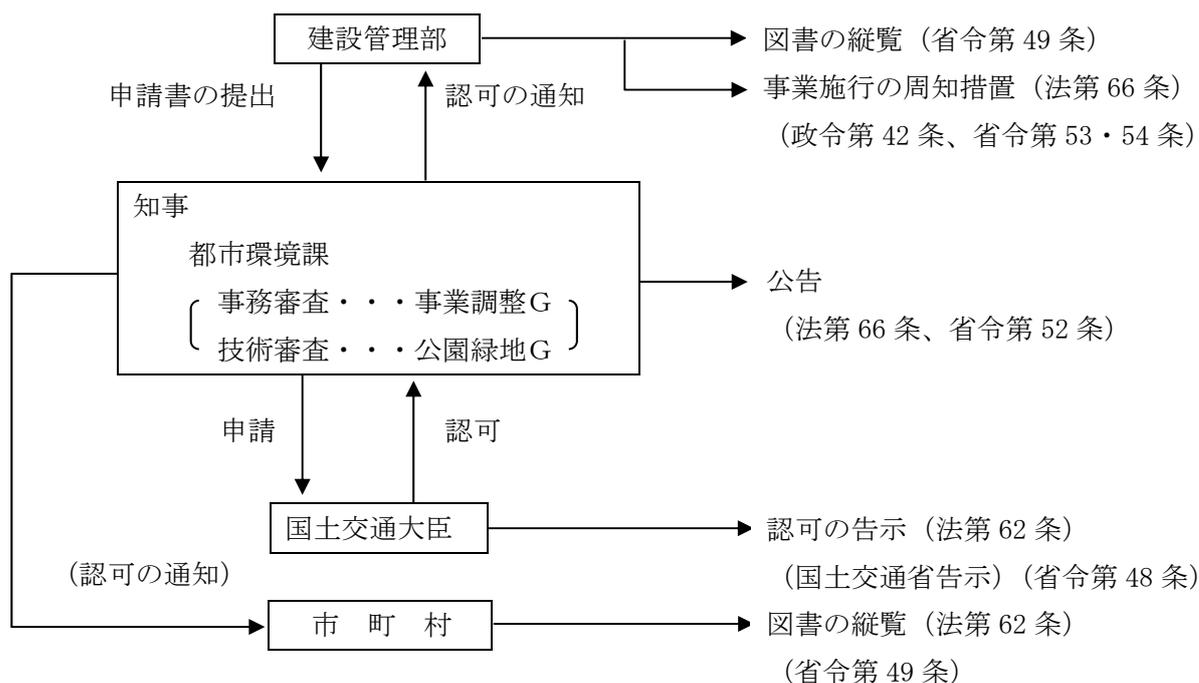
表－1 都市計画事業の施行者の種類

施行者	根拠	施行する場合	必要な手続
市町村	都市計画法 第 59 条第 1 項	原則	都道府県知事の 認可
都道府県	同条第 2 項	(1) 市町村が施行することが困難又は不適當な場合 (2) その他特別の事情がある場合	国土交通大臣の 認可
国の機関	同条第 3 項	国の利害に重大な関係を有する場合	国土交通大臣の 承認
国の機関、都 道府県、市町 村以外の者 (いわゆる特 許事業者)	同条第 4 項	(1) 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可 等の処分を必要とする場合において、これらの処 分を受けているとき (2) その他特別の事情がある場合	関係地方公共団 体の長の意見を 聞いて行なう都 道府県知事の認 可

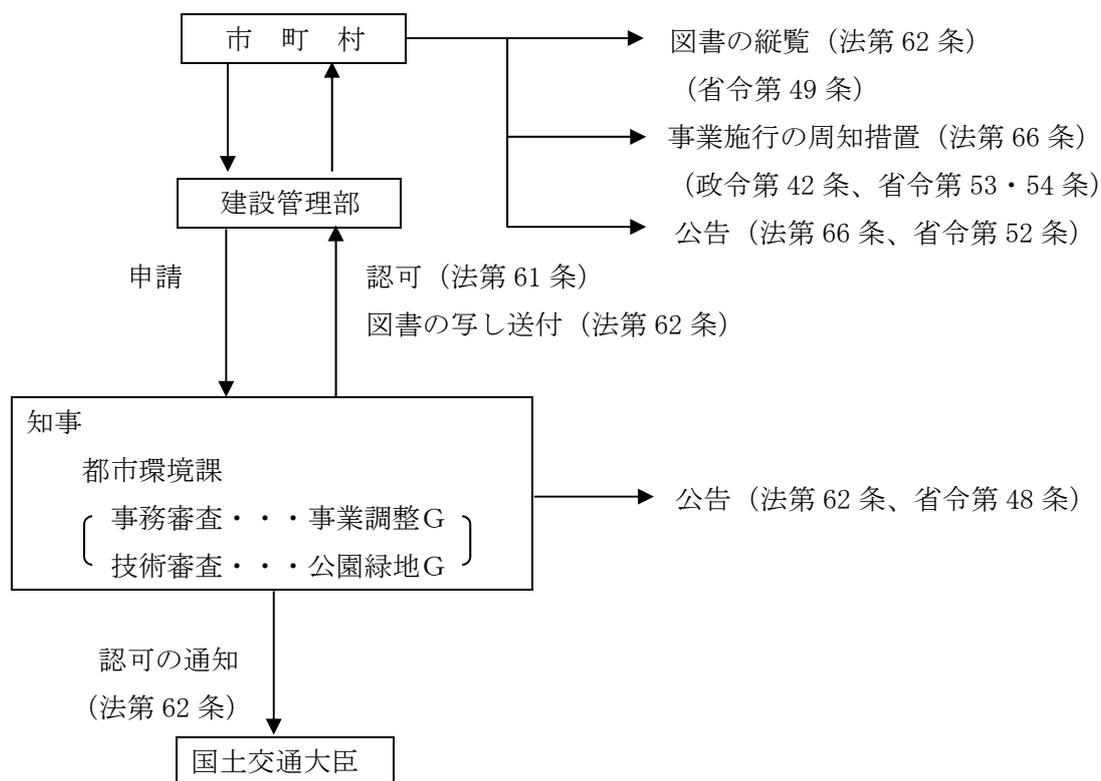
注) 1. 地方自治法に基づく一部事務組合のうち、都道府県の加入するものは法第 59 条第 2 項その他のものは同条第 1 項を適用する。また、地方住宅供給公社及び地方道路公社のうち、市のみが設立したものは同条第 1 項、その他のものは同条第 2 項を適用する。

4. 事業認可の手続

(1) 道施行の場合



(2) 市町村施行の場合



5. 都市計画事業認可申請書及び事業認可変更申請書の作成

(1) 留意事項

① 都市計画に適合していること。(法第 61 条)

事業認可申請書の事業地と添付図面は都市計画と適合することはもとより、両者の間に齟齬のないよう細心の注意を払うこと。

なお、事業認可申請時にあたっては、都市計画決定図などの都市計画決定時の写しを持参すること。

② 事業施行期間が適切であること。(法第 61 条)

事業施行期間は、事業内容に応じ適切に設定すべきものであるが、あまりに長期にわたる事業期間を設定すると地権者に必要以上の権利制限を課すこととなる場合もあることを考慮し、5年から7年程度以内の期間を標準的な目安として事業単位を設定すること。

なお、期間を延長する場合は、その時点での事業の進捗及び今後の事業実施の見通しなどについて十分検討し、残事業を確実に執行できる見通しのもとに、適切な期間の延長を行うものとする。

③ 下記の場合は、事業計画変更認可をしなければならない。

③-1 都市計画事業認可期間又は区域に変更（事業地の増減）が有る場合。

なお、事業地の増については、実質的に独立した都市計画事業と考えられるものは、新たな都市計画事業として、別途、事業認可を受けること。

③-2 設計の概要に変更がある場合。（軽微な変更は除く）

④ 事業認可を受けた施行中の事業において、行政区域の変更等により地名及び事業名の変更が生じる場合は、事業認可変更等の手続きをとる必要は無い。

- ⑤ 事業地は、都道府県、郡、市、区、町村、大字および字をもって表すことになっているが、その表示は次によるものとする。
- ・〇〇市大字〇〇字〇〇及び字〇〇地内
 - ・〇〇市〇〇町〇丁目、〇〇町〇丁目及び〇〇町地内
 - ・〇〇区〇〇町〇丁目、〇〇丁目及び〇〇丁目地内
 - ・〇〇市〇〇町〇〇地先河川敷地（字界のない場合であり、字界がある場合には河川敷地の表示は不要である。）

なお、事業地の表示に関しては、次の事項に留意すること。

- ⑤-1 表示すべき事業地は、都市計画決定の中で設定されている区域内に限るものとする。
- ⑤-2 収用又は使用の別の表示は、具体的に収用又は使用する必要のある事業地の部分だけ表示を行なうという意味ではない。事業地の全部について、当該事業による土地利用の形態が最終的に所有権の取得を要するものであれば収用、使用で足りるものであれば使用として表示するという意味である。

都市計画法Q&Aから

問 法第60条第2項の「収用又は使用の別を明らかにした事業地」とは具体的に収用又は使用する必要のある事業地という意味か。

答 「収用又は使用の別を明らかにした事業地」を定めるとは、現実に収用又は使用する必要のある事業地の部分についてだけ表示を行なうという意味ではなくて、事業地の全部について、当該事業による土地利用の形態が所有権の取得を必要とするものであるか、あるいは使用すれば足りるものであるかという抽象的な区分に従い、所有権の取得を必要とするものであれば収用、使用すれば足りるものであれば使用の別を表示するという意味である。

したがって、既に取得済みの場合、既存の公共施設の敷地内に建設する場合等は、現実に土地の収用又は使用を行なう可能性はないにもかかわらず、事業地の表示については、「収用」又は「使用」の部分として表示されるべきである。

なお、法第60条第2項第1号に「使用の別を明らかにした事業地」とあるが、これにあたる事例としては、電気供給施設の事業地（地役権等を設定する高圧線下の土地）、都市高速鉄道の事業地（地上権等を設定する地下鉄用地）などがこれに該当し、これらの場合は都市計画においてその事業地の範囲が定められている。

- ⑥ 行政上使用されている字名（地方自治法第260条第2項による告示された字名、例「旭町1丁目」）と登記簿上の字名（例「旭町」）が相違する場合における認可申請書の事業地の記載については、自治法上の告示が行われると、不動産登記法第59条により、登記簿に記載されている字名は、当然に変更されたものとみなされるため、自治法上の告示を確認し、告示された字名を記載すること。

(2) 都市計画事業認可申請の提出書類一覧

- ① 提出部数 道 事 業 ・ ・ ・ ・ 2 部
市町村事業 ・ ・ ・ ・ 1 部

- ② 提出書類 申請図書は原則A4版とする。

図 書	備 考
1 都市計画事業認可申請書	
2 添 付 書 類	
① 資金計画	
② 年度別事業費内訳書	
③ 年度別事業費内訳書（工種別）	
④ 行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする証明書又は当該行政機関の意見書	必要に応じて添付
⑤ 都市計画の種類及び名称を記載した書面	
⑥ 都市計画決定の告示文（写）	
⑦ 申請理由書	
3 添付図面	
① 位置図（事業地を表示する図面）	
② 平面図（事業地を表示する図面）	
③ 平面図（設計の概要を表示する図面）	
④ 都市計画決定時の計画図（写）	
4 審 査 表	
5 設計概要説明書	

※「4」及び「5」については、図書に綴じ込まずに提出すること。

(2) -1 都市計画事業認可申請の提出様式

① 都市計画事業認可申請書（記載例）

(道施行の場合)

都市計画事業認可申請書

都環第 号

平成 年 月 日

国土交通省北海道開発局長 様

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道

上記代表者

北海道知事

都市計画法第59条第2項の認可を受けたいので、下記により、申請します。※注1

記

1 施行者の名称

北海道

2 都市計画事業の種類及び名称 ※注2

〇〇圏都市計画公園事業 〇・〇・〇号〇〇公園

3 事業計画

イ 事業地 ※注3

(1) 収用の部分

北海道〇〇市〇〇町〇丁目、〇〇町〇丁目及び〇〇町〇丁目地内

(2) 使用の部分

なし

ロ 設計の概要

面積 約 〇 ha

ハ 事業施行期間

自 平成 年 月 日 (官報登載の日)

至 平成〇年3月31日 ※注4

添付書類

イ 事業地を表示する図面 ※注5

ロ 設計の概要を表示する図面 ※注6

ハ 資金計画書

ニ 行政機関の免許等 「該当事項なし」

ホ 都市計画事業に係る都市施設の種類及び名称

ヘ 申請の理由

(市町村施行の場合)

都市計画事業認可申請書

〇〇第 号
平成 年 月 日

北海道知事 様

(住 所)

〇〇市

上記代表者

〇〇市長〇〇〇〇

都市計画法第59条第1項の認可を受けたいので、下記により、申請します。※注1

記

1 施行者の名称

〇 〇 市

2 都市計画事業の種類及び名称 ※注2

〇〇圏都市計画公園事業 〇・〇・〇号〇〇公園

3 事業計画

イ 事業地 ※注3

(1) 収用の部分

〇〇市〇〇町〇丁目、〇〇町〇丁目及び〇〇町〇丁目地内

(2) 使用の部分

なし

ロ 設計の概要

面積 約 〇 ha

ハ 事業施行期間

自 平成 年 月 日 (告示の日)

至 平成〇年3月31日 ※注4

添付書類

イ 事業地を表示する図面 ※注5

ロ 設計の概要を表示する図面 ※注6

ハ 資金計画書

ニ 行政機関の免許等 「該当事項なし」

ホ 都市計画事業に係る都市施設の種類及び名称 ※注7

へ 申請の理由

② 資金計画書（記載例）

資 金 計 画 書

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
都市計画税	0	用地費	30,000
補助金等	100,000	物件移転補償費	55,000
一般歳入	130,000	工事費	105,000
その他	0	測量設計費	40,000
計	230,000	計	230,000

年 度 別 事 業 費 内 訳 書

（単位：千円）

年度 区分	用地費	移 転 補償費	工事費	測 量 設計費		計	備考
23	0	0	0	40,000		40,000	
24	15,000	30,000	0	0		45,000	
25	15,000	25,000	0	0		40,000	
26	0	0	55,000	0		55,000	
27	0	0	50,000	0		50,000	
計	30,000	55,000	105,000	40,000		230,000	

③ 年度別事業費内訳（工種別）

年度別事業費内訳（工種別）

(単位:千円)

年度区分 費目	全 体 ①	過年度 年～②	事 業 認 可 期 間						小計③	計画 年④	備考
			年	年	年	年	年	年			
用地及補償費	公 単 計										
測量設計費	公 単 計										
施 設 費	敷地造成工	公 単 計									
		公 単 計									
	園路工	公 単 計									
		公 単 計									
	広場工	公 単 計									
		公 単 計									
	修景施設工 植栽工	公 単 計									
		公 単 計									
	休養施設工	公 単 計									
		公 単 計									
	遊戯施設工	公 単 計									
		公 単 計									
	運動施設工	公 単 計									
		公 単 計									
	便益施設工	公 単 計									
公 単 計											
管理施設工	公 単 計										
	公 単 計										
その他	公 単 計										
	公 単 計										
小計	公 単 計										
	公 単 計										
附帯工事費	公 単 計										
合 計	公 単 計										

④ 都市計画事業に係る都市施設の種類及び名称（記載例）

都市計画の種類及び名称

〔北海道知事決定〕
○市（町）決定

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	○・○・○号	○○公園	○○市○○町 字○○	約○○ha	園路、広場、 便所、遊具

決 定 年 月 日 平 成 年 月 日

告 示 番 号 北 海 道 告 示 第 号 (○○市 (町) 告 示 第 号)

⑤ 申請理由書（記載例）

当該公園は、市内東部に位置する○○地区内の近隣公園であり、「○○市緑の基本計画」では、当該地区を緑化重点地区に位置付けている。

当該公園周辺は、宅地開発により住居系の新たな市街地が形成され、また、人口増加が著しい地区であり、緑が不足していることから、近隣住民が安心して利用のできる、賑わいあふれた安全で快適な公園の早期整備が望まれております。

これらのことから、当該公園を整備し、住民の憩いの場及び地域コミュニティの形成を促進する場として、緑豊かな都市空間の創出を図るものである。

⑥ 審査表

都市計画事業										
認 可 審 査 表										
事業計画変更										
都 市 名			申請年月日			平成 年 月 日				
公 園 名			種 別							
当初都市計画決定告示年月日			平成 年 月 日			面 積		h a		
最終都市計画決定告示年月日			平成 年 月 日			面 積		h a		
当初事業認可承認年月日			平成 年 月 日			面 積		h a		
最終事業認可承認年月日			平成 年 月 日			面 積		h a		
1.新規事業（59条） (1)用地補償有 (2)用地補償無					2.継続事業（63条） (1)事業認可期間の変更 (2)事業認可区域の変更 (3)設計内容の変更					
審 査 欄									市 町	
都 市 環 境 課				建 設 管 理 部						
月/日	事業調整G		公園緑地係G		月/日	事務 (用地)	技術	出張所 事業課	係長	担当
	主査	担当	主査	担当						
/					/					
意 見 等										
備 考										

(2) -2 都市計画事業認可申請における提出様式記載の注意事項

- 注1
- ・ 市町村施行は「第59条第1項」
 - ・ 道施行は「第59条第2項」
- 注2
- ・ 都市圏のない場合は「〇〇都市計画公園事業 〇・〇・〇号 〇〇公園」
「〇〇都市計画緑地事業 〇号 〇〇緑地」
 - ・ 都市圏のある場合は「〇〇圏都市計画公園事業 〇・〇・〇号 〇〇公園」
「〇〇圏都市計画緑地事業 〇号 〇〇緑地」
- 注3
- ・ 事業地は都道府県、郡、市、区、町村、大字及び字をもって表すが、市町村施行は都道府県を省略する。
 - ・ 事業名は、地方自治法第260条第2項により告示されたもので表示する。
(都市計画決定告示文及び北海道市町村行政区画便覧で確認すること。)
- 注4
- ・ 開始年月日は空欄とし、市町村施行は上段に(公告の日)とし、道施行は上段に(官報登載の日)と記載する。
 - ・ 最終年月日は、その年度の最終日(3月31日)とする。
- 注5 事業地を表示する図面(位置図)
- ・ 都市計画総括図(50,000分の1以上)を用い、事業地を赤色ぬりつぶしにより表示し、引出線を用いて公園名、種別、面積を明記する。
- 事業地を表示する図面(平面図)
- ・ 縮尺2,500分の1以上の計画図又は実測平面図を使用し表示は次による。
収用の部分 薄い黄色で表示
使用の部分 薄い緑色で表示
主要な物件を表示
収用し又は使用する物件がある場合は、敷地を薄い赤色で表示
 - ・ 字名を平面図に記入すること。
- 注6 設計の概要を表示する図面(平面図)
- ・ 縮尺2,500分の1以上の実測平面図を使用し、主要施設の位置及び内容を図示すること。
 - ・ 都市計画決定区域を赤色枠取りし、事業認可区域を緑色枠取りする。
 - ・ その他の主要な施設の図面は、説明用として用意すること。
- 注7
- ・ 決定年月日及び告示番号は、当該都市計画の変更があった場合は、当初及び変更の年月日及び告示番号を記載する。
- 注8
- ・ 図面標題記載例

事業地を表示する図面	
名 称	平 面 図
都市計画事業の種類及び名称	〇〇圏都市計画〇〇事業 〇・〇・〇号〇〇公園
施行者の名称	〇 〇 市
事業施行期間	(公告の日) 自 平成〇年〇月〇日 至 平成〇年〇月〇日
縮 尺	

(3) 事業計画変更認可申請の提出書類一覧

- ① 提出部数 道 事 業 ・ ・ ・ ・ 2 部
市町村事業 ・ ・ ・ ・ 1 部

- ② 提出書類 申請図書は原則A4版とする。

図 書	備 考
1 事業計画変更認可申請書	
2 添 付 書 類	
① 資金計画	
② 年度別事業費内訳書	
③ 年度別事業費内訳書（工種別）	
④ 行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする証明書又は当該行政機関の意見書	必要に応じて添付
⑤ 都市計画の種類及び名称を記載した書面	
⑥ 都市計画決定の告示文（写）	
⑦ 前回の事業認可の告示（写）	
⑧ 変更申請理由書	具体的に解りやすく表現すること。
3 添付図面	
① 位置図（事業地を表示する図面）	
② 平面図（事業地を表示する図面）	
③ 平面図（設計の概要を表示する図面）	
④ 都市計画決定時の計画図（写）	
⑤ 事業進捗図	
4 審 査 表	
5 事業認可の変更内容	
6 設計概要説明書	

※「4」及び「5」、「6」については、図書に綴じ込まずに提出すること。

(3) -1 事業計画変更認可申請の提出様式

① 事業計画変更認可申請書（記載例）

(道施行の場合)

事業計画変更認可申請書	
	都環第 号 平成 年 月 日
国土交通省北海道開発局長 様	札幌市中央区北3条西6丁目 北海道 上記代表者 北海道知事
都市計画法第63条第1項の認可を受けたいので、下記により、申請します。※注1	
記	
1 施行者の名称	北海道
2 都市計画事業の種類及び名称 ※注2	〇〇圏都市計画公園事業 〇・〇・〇号〇〇公園
3 事業計画	
イ 事業地 ※注3	
(1) 収用の部分	平成〇〇年北海道開発局告示第〇号の事業地に〇〇町を加え、〇〇町を削る。
(2) 使用の部分	変更なし
ロ 設計の概要 ※注4	面積 約 〇 ha 面積 約 〇 ha
ハ 事業施行期間	自 平成 年 月 日 (告示の日) 至 平成〇年3月31日 平成〇年3月31日 ※注5
添付書類	
イ 事業地を表示する図面 ※注6	
ロ 設計の概要を表示する図面 ※注7	
ハ 資金計画書 ※注8	
ニ 行政機関の免許等 「該当事項なし」	
ホ 都市計画事業に係る都市施設の種類及び名称	
ヘ 申請の理由	

(市町村施行の場合)

事業計画変更認可申請書

〇〇第 号
平成 年 月 日

北海道知事 様

(住 所)

〇〇市

上記代表者

〇〇市長〇〇〇〇

都市計画法第63条第1項の認可を受けたいので、下記により、申請します。※注1

記

1 施行者の名称

〇 〇 市

2 都市計画事業の種類及び名称 ※注2

〇〇圏都市計画公園事業 〇・〇・〇号〇〇公園

3 事業計画

イ 事業地 ※注3

(1) 収用の部分

平成〇〇年北海道告示第〇号の事業地に〇〇町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 設計の概要 ※注4

面積 約 〇 ha

面積 約 〇 ha

ハ 事業施行期間

自 平成 年 月 日 (告示の日)

至 平成〇年3月31日

平成〇年3月31日 ※注5

添付書類

イ 事業地を表示する図面 ※注6

ロ 設計の概要を表示する図面 ※注7

ハ 資金計画書 ※注8

ニ 行政機関の免許等 「該当事項なし」

ホ 都市計画事業に係る都市施設の種類及び名称

ヘ 申請の理由

(3)－2 事業計画変更認可申請における提出様式記載の注意事項

- 注1 ・ 市町村施行及び道施行ともに「第63条第1項」
- 注2 ・ 当初認可と同じ
- 注3 ・ 事業施行期間だけの変更の場合は「変更なし」と記入する。
・ 変更のある場合は次を参考に記載する。なお、道施行は国土交通省告示で市町村施行は北海道告示と記載する。
（例1）平成〇〇年北海道告示第〇号の事業地に〇〇町地内において事業地を変更する。
（例2）平成〇〇年北海道開発局告示第〇号の事業地に〇〇町を加え、〇〇町を削る。
- 注4 ・ 事業地に変更があり、面積が変わる場合は、当初認可面積を上段朱書きにし、下段には変更後面積を記載する。
- 注5 ・ 事業施行期間に変更がある場合は、当初認可期間を上段朱書きにし、下段には変更期間を記入する。なお、施行開始年月日は、当初の告示年月日を記入する。
- 注6 事業地を表示する図面（位置図）
・ 当初の記載方法と同じ。
事業地を表示する図面（平面図）
・ 当初の記載方法と同じ。
なお、参考図として新旧が対照できる図面を作成すること。
- 注7 設計の概要を表示する図面（平面図）
・ 当初の記載方法と同じ。
なお、参考図として新旧が対照できる図面を作成すること。
- 注8 ・ 資金計画に変更が有る場合は、当初認可を上段朱書きにし、下段に変更資金計画を記入する。年度別事業内訳書も同様。

6. 都市計画特許事業

公園、緑地等都市計画施設の整備は都市計画事業として市町村等が行なうのが一般的であるが、国の機関、都道府県及び市町村以外の民間事業者についても、都道府県の許可を受けて、都市計画事業を施行することができる（都市計画法第59条第4項）。これをいわゆる「特許事業」と言っているが、都市計画公園等の特許事業の認可については、「都市計画運用指針」等において方針が示されている。

以下に、都市計画運用指針の概要を記す。

(1) 都市計画事業の認可にあたっての基本的事項

- ① 公園等の整備については、地方公共団体等が第一義的な責任を有するものであることに鑑み、認可は当該都市計画区域マスタープラン等を勘案して、民間事業者において整備することが適当なもののみを対象とし、地方公共団体の整備すべき都市計画公園等との適正な役割分担を図ることが望ましい。
- ② 施設の種類、規模、配置等が公園等の全区域に係る計画に照らして適正に計画されたものであることが望ましい。
- ③ 土地等の取得状況等からみて、事業の円滑かつ適正な実施が確実であることが望ましい。

(2) 公園等の設置について

民間事業者に係る公園等の設置については次によることが望ましい。

- ① 公園等の種類及び種別に応じ、必要な緑化面積が確保されていること。
- ② 設置する施設が公園等の機能を全うする上で必要な範囲内のものであること。
- ③ 避難地としての機能が必要とされる場合、有効な空地を確保する等の措置が講じられていること。
- ④ 公園等に設置する建築物等の面積、位置は、公園等が公共空地としての諸機能を発揮するために支障を及ぼさないこと。

(3) 公園等の管理及び運営について

民間事業者に係る公園等の管理及び運営については次の点に留意することが望ましい。

- ① 管理運営の基本的事項
 - i) 不特定多数の者の利用に供されるものであること。
 - ii) 料金を徴収する場合、利用料金が適正であること。
- ② 都道府県知事は、都市計画事業の認可にあたって、管理運営規定を提出させるとともに、事業終了後における施設計画の変更、管理及び運営等について必要な条件を付すこと。
- ③ 都道府県知事は、認可の対象となった都市計画公園等の台帳を作成し、保管すること。

北海道における民間事業者に係る都市計画公園等の知事認可の審査基準を以下に示す。

民間事業者に係る都市計画公園等の知事認可の審査基準

都市計画法第59条第4項に基づき民間事業者が、都市計画公園等の整備、維持管理を行うことができるとされているが、認可に際しての設置基準を次のとおりとする。

1 特許事業の一般的事項

- (1) 事業の公益性、申請者の資力信用等の観点から、事業の円滑かつ適正な執行が確保されていること。
- (2) 必要に応じ、都市計画法第79条の規定により、都市計画上必要な条件を附す場合がある。
 - ① 詳細設計の認可
 - ② 事業施行に対する指導監督
 - ③ 竣工認可
 - ④ 事業完了後の施設の管理に関する指導監督
 - ⑤ その他必要な事項

2 特許事業の整備基準

- (1) マスタープランとの整合性
当該事業認可区域で定められている、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」「市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)」との整合性が図られていること。
- (2) 公園区域全体の整合性
民間事業者により設置される施設の種類、規模、配置等が、当該公園等の全区域に係る計画に照らしで適正に計画されたものであること。
- (3) 土地等の取得状況
土地等の取得状況等からみて、事業の円滑かつ適正な実施が確実であること。
- (4) 緑化面積の確保
当該公園等の全区域において、緑の政策大綱(平成6年7月28日建設省決定)に定める都市公園の種別に応じた緑化面積を確保すること。
- (5) 施設の種類の
都市公園法第2条第2項に定める公園施設とする。
- (6) 施設の建築面積
当該公園等の全区域において都市公園法第4条に定める施設の設置基準の例によるものとする。
- (7) 施設の建築位置
施設の外壁等から事業認可区域の境界までの距離が5m以上あることとする。
- (8) 避難場所としての機能
避難地としての機能が必要とされる場合、非常時における避難、応急、復旧等の活動に役立つ機能を持つこと。

3 特許事業の管理運営基準

(1) 維持管理

民間事業者は、事業認可区域内の施設及び植栽等について、常に良好な状態に維持管理するために、維持管理組織、人員配置等について十分措置するとともに、業務内容、年間スケジュール等について定めるものとする。

(2) 防災保安

民間事業者は、地震等災害時に対応した防災保安体制を確立するとともに、災害時における公共団体等との連携、避難者の誘導及び施設の提供等支援方法を定めた防災マニュアルを策定するものとする。

(3) 施設の供用について

- ① 公園等は不特定多数の者の利用に供するものとする。
- ② 施設の利用について、有料である場合は、その料金は一般の利用に供する観点から、他の類似施設と比較して適正なものとする。

第2節 特定地区公園に係る事業計画の事前協議

特定地区公園（カントリーパーク）を整備する場合、「特定地区公園（カントリーパーク）事業費補助実施要項」（第7章参考資料「8. 特定地区公園（カントリーパーク）」の第6に基づき、都道府県知事に事業計画の事前協議を行わなければならない。

1. 事前協議書提出

事前協議書の提出は、予算確定後速やかに提出すること。

2. 事前協議書の作成

(1) 留意事項

- ① 事業期間は、確実に施行できる見込みのある期間を定めること。（概ね5～7年以内）
- ② 事業計画で下記の変更が生じた場合、速やかに変更協議を行うこと。
 - i) 事業期間に変更がある場合。
 - ii) 公園計画区域に変更がある場合。
 - iii) 施設計画内容に変更がある場合。（ただし、軽微な場合は除く）

(2) 事前協議書の提出書類一覧

- ① 提出部数 1部
- ② 提出書類 協議図書は原則A4版とする。

図 書	備 考
1 事前協議書	
① 知事宛公文書	
② 特定地区公園事業計画書	
③ 事業費概算調書	
④ 資金計画書	
⑤ 年度別事業費内訳書	
⑥ 施行に関する行政機関の許可等の書類	
2 添付図面	
⑦ 位置図	
⑧ 区域図	
⑨ 施設計画平面図	
⑩ 事業年度割図	
⑪ 参考図	適宜
3 特定地区公園事前協議審査表	

(2) -1 事前協議書の提出様式

① 知事宛公文書（記載例）

○○第 号 平成 年 月 日
北海道知事 様
(住 所) ○○市 上記代表者 ○○町長○○○○
○○公園に係る特定地区公園事業計画の事前協議について
標記について、特定地区公園（カントリーパーク）事業費補助実施要領第6に基づき、別添のとおり協議します。

② 特定地区公園事業計画書（記載例）

特定地区公園事業計画書

公園名称	○○公園 ※注1
事業主体	○○町
位 置	北海道○○郡○○町字○○地内 ※注2
面 積	○○h a
主な公園施設	野球場、テニスコート、多目的広場、親水広場、遊戯広場、花壇、オートキャンプ場 ※注3
事業施行期間	自 平成 年 月 日（承認年月日より）※注4 至 平成○年○月○日
備 考	

③ 事業費概算調書（記載例）

〇〇公園事業費概算調書

（単位：千円）

区 分	数 量	金 額	備 考
用地・補償費		270,000	
用地買収費	40,000 m ²	120,000	
物件補償費	一式	150,000	
築 造 費		530,000	
整 地 費	40,000 m ²	90,000	
施 設 費	一式	410,000	
植 栽 費	一式	30,000	
合 計		800,000	

④ 資金計画書（記載例）

〇〇公園資金計画書

（単位：千円）

区 分	平 成 23 年度	平 成 24 年度	平 成 25 年度	平 成 26 年度	計
国庫補助金 ※注5	64,000	74,500	74,500	15,000	228,000
地方負担金 ※注6	217,000	144,500	144,500	66,000	572,000
一般歳入	54,250	36,125	36,125	16,500	143,000
地方債	162,750	108,375	108,375	49,500	429,000
都道府県補助金					
そ の 他 ※注7					
合 計	281,000	219,000	219,000	81,000	800,000

⑤ 年度別事業費内訳書※注8

前節「都市計画事業認可」の「年度別事業費内訳書」と同じ。

⑥ 添付図面

- i) 位置図は、市町村管内図（50,000分の1以上）の地形図に公園位置を赤枠取りし（枠内塗りつぶし）、引き出し線で公園名を表示する。
- ii) 区域図は、縮尺2,500分の1以上の実測平面図に公園区域を赤枠取りし、境界が異なることに、道路界、地番界等を記入すること。
- iii) 施設計画平面図は、縮尺1,000分の1以上の実測平面図を使用し、公園施設の配置計画及び施設名を表示する。（公園区域を赤色枠取りすること）
- iv) 各図面には凡例をつけること。

位 置 図	
公 園 名	
事 業 主 体	
縮 尺	
凡 例	
	事業実施箇所

位 置 図	
公 園 名	
事 業 主 体	
縮 尺	
凡 例	
	事業実施箇所

施設計画平面図	
公 園 名	
事 業 主 体	
縮 尺	
凡 例	
	公園区域

事業年度割図 (用地)	
公 園 名	
事 業 主 体	
縮 尺	
凡 例	
	過年度取得済 (黄)
	平成 年度取得 (赤)
	平成 年度取得 (青)
	平成 年度取得 (緑)
	平成 年度取得 (橙)
	平成 年度取得 (桃)
	平成 年度取得 (茶)

事業年度割図 (施設)	
公 園 名	
事 業 主 体	
縮 尺	
凡 例	
	過年度取得済 (黄)
	平成 年度取得 (赤)
	平成 年度取得 (青)
	平成 年度取得 (緑)
	平成 年度取得 (橙)
	平成 年度取得 (桃)
	平成 年度取得 (茶)

v) 図面は縦18cm×横25cmに折ること。

⑧ 参考資料として、市町村管内図に観光施設、名所、代表的な公共施設や民間施設、当該都市で現在進めているプロジェクト等の写真を貼り（パンフレットの写真でも可）施設名、プロジェクト名を記入して下さい。ただし、代表的公共施設については博物館、美術館、公園等のことであり、学校、官庁については記入不要。

(2)ー2 事前協議書における提出様式記載の注意事項

注1 公園名は、本要望時若しくは実施計画要望時の公園名を記入すること。

注2 位置は、都道府県、郡、町村、大字、字で表示し、最後に「地内」表示する。

注3 主な公園施設は、当該事業で整備する施設を記入すること。

注4 開始（自）年月日は空欄とし、（承認年月日より）と記載する。

注5 「国庫補助金」欄は、事務費を含んだ補助事業費のうち、用地費は1/3、施設費は1/2とした金額を記入すること。

注6 ・「地方負担額」欄は、補助事業費の裏負担額及び単独事業費の合計額を記入する。

・「一般歳入」及び「地方債」欄は、地方負担額のうち一般財源、公園緑地事業債等の資金計画額を記入すること。

・「都道府県補助金」欄は、当該公園の整備に都道府県からの補助金を受けるものについて、その金額を記入すること。

注7 「その他」欄は、当該公園において他事業（他省庁事業）及び民間等の事業が予定されているものについて、その事業費を記入する。

注8 当該公園において当該事業着手以前に、用地買収及び補償、または施設整備を実施している場合、その内容及び事業費を年度別事業費内訳に記入すること。

第 5 章 補助事業の取扱い

第5章 補助事業の取扱い

第1節 社会資本整備総合交付金

1. 概要

活力創出、水の安全・安心、市街地整備、地域住宅支援といった政策目的を実現するため、地方公共団体が作成した社会資本総合整備計画に基づき、目標実現のための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備やソフト事業を総合的・一体的に支援するものである。

2. 基本的な仕組

・地方公共団体は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、国に提出。

※北海道は、北海道と市町村（札幌市を除く）が一体となった整備計画を提出済

- ・国は、毎年度、当該計画に基づき交付額を算定して、交付金を交付。
- ・計画期間の終了後には、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表。

3. 特長（従前の補助金との違い）

- ・これまで事業別にバラバラで行ってきた関係事務を一本化・統一化。
- ・計画に位置付けられた事業の範囲内で、地方公共団体が国費を自由に充当可能。
- ・基幹となる社会資本整備事業の効果を一層高めるソフト事業についても、創意工夫を生かして実施可能。

4. 交付対象

地方公共団体（北海道、市町村）

5. 交付期間

おおむね3～5年

6. 交付対象事業

(1)基幹事業

・地方公共団体が作成する社会総合整備計画の目標を実現する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。

イ. 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）

- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業）
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再整備計画」という。）に基づく事業等）
- ⑪ 広域連携事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画（以下単に「広域活性化計画」という。）に基づく事業等）
- ⑫ 都市公園等事業（都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第1項の地域住宅計画（以下単に「地域住宅計画」という。）に基づく事業等）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業）

ロ．防災・安全交付金事業（社会資本総合整備計画の目標（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。）の実現（以下「防災・安全対策」という。）のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）

- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。）
（⑩及び⑪については欠番）
- ⑫ 都市公園等事業（地域防災計画等に位置付けられた都市公園の整備に関する事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業のうちとし防災推進事業（市街地液状化対策事業を除く。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業のうち、下水道関連特定治水事業その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域住宅計画に基づく事業等のうち防災・安全対策に係る事業に限る。）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業のうち、市街地再開発事業（密集市街地の整備改善等市街地の防災性の向上に資するものに限る。）その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）

(2) 関連社会資本整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体的に実施することが必要な各種の社会資本整備事業。

(3) 効果促進事業

- ・ 社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。）
 - ① 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経済的な経費への充当を目的とする事業
 - ② 交付対象となる地方公共団体の地域を著しく超えて運用される公共交通機関に係る事業等
 - ③ レクリエーションに関する施設の整備事業
- ・ 全体事業費の 20/100 を目途。

7. 単年度交付限度額

単年度交付限度額

$$= \begin{array}{c} \text{基幹事業分} \\ \text{(事業費} \times \text{国費率} \ast) \end{array} + \begin{array}{c} \text{関連社会資本整備事業分} \\ \text{(事業費} \times \text{国費率} \ast) \end{array} + \begin{array}{c} \text{効果促進事業分} \\ \text{(事業費} \times \text{国費率} \ast) \end{array}$$

※現行の事業で適用される国費率を基本（対応する事業がない場合は 1/2）

第2節 都市公園・緑地等事業の計画と予算

1. 都市公園・緑地等事業とは

都市公園・緑地等事業は、都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業であり、都市公園法第29条には「国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。」と定められている。

なお、都市計画公園は都市計画法上での「都市計画施設」であり、事業施行の際には、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けなければならない。

2. 都市公園・緑地等事業の制度

社会資本整備総合交付金交付要綱及び附属編を参照のこと。

3. 基幹事業（都市公園・緑地等事業）における交付対象事業となる施設の考え方について(案)

3-1 はじめに

本文書は、社会資本整備総合交付金(以下、「交付金」)の基幹事業(都市公園・緑地等事業)における交付対象事業となる施設(以下、「交付対象施設」)を判断する上での考え方を示したものであり、都市公園法施行令第三十一条の規定とあいまって、交付金の円滑な執行に資する観点から、交付対象施設を判断する上で参考となる情報の共有化を図る目的で策定したものである。交付対象施設の考え方については、次頁以降の表に記載しているとおりであるが、基本的な考え方及び表に記載しきれない事項について、以下に示す。

3-2 基本的考え方

交付対象施設は、基本的に①公益性が非常に高い、②その利用について建設費を償却するに足る程の使用料を徴収しない、③物品販売その他の営利行為を営まない、④他の法律による国庫補助の対象とならない、⑤仮設の施設及び備品的な施設ではない、という考え方に基づき規定されており、法令上交付対象と解釈できる施設についてのみ交付対象とする。

詳細は社会資本整備総合交付金交付要綱を参照すること。

3-3. 再整備(改築)の取扱いについて

既存施設に補助金を充当してその残存価値が残っている場合は、その残存価値の処分に制限があるため、整備の際に国(北海道開発局等)との協議が必要。

3-4. 文化財発掘調査の取扱いについて

文化財の発掘調査は公園整備を進める上で必要なものは認める。

文化財の発掘調査は、

- ①分布調査(現地踏査及び必要に応じて行う試掘により埋蔵文化財の有無や分布の確認を行うもの)
- ②確認調査(埋蔵文化財の範囲・性格・内容等の概要までを把握するために部分的に試掘を行うもの)
- ③本発掘調査(確認調査の結果に基づき、埋蔵文化財を記録として残すために現地における発掘作業等を行うもの)
- ④整理・保存処理、報告書作成(発掘調査によって出土した遺物の整理、資料の取りまとめ等)

この中で、①及び②については、文化財保護行政側が、各事業に対する文化財保護の観点からの取扱いを判断するために実施する調査であり、その費用は教育委員会が負担することが適当であるとされている。そのため、文化財保護行政側との役割分担を明確にした上で、事業執行上特段の必要性がない限りは、①及び②は交付対象外とする。

○交付対象施設の考え方

法2条2項及び5条		政令31条	運 用		備 考
公園施設名 (工種)	(種別)	交付対象公園 施設	公園施設の構成 (細別)	適 用	
準備工		○	伐開、障害物処理 撤去工	(1) 障害物処理のうち、補償費として見込まれるものは除く。 (2) 発生材で市場価格のあるものについてはそれを差し引いた額。 (1) 整備に必要な撤去に限る。 (2) (物件補償に該当しない) 大規模建築物の撤去については、交付対象となる理由(必要性)が明確であること。	
敷地造成工		○	土工	公園敷地造成の基礎的土工のみとし、各施設の土工はそれぞれの施設に含める。	
園路広場工 (屋根付き広 場含む)	園路・広場	○	土工 法覆工 擁壁工 排水工 路面工 敷地工 階段工 橋梁工	切土、盛り土、残土処理等。 築立、筋芝等。 石積、コンクリート擁壁等。 床掘、残土処理、暗渠、管渠、側溝、縁石等。 (1) 透水性、保水性の舗装は可。 (2) 身障者対応施設(点字ブロック、手摺り等)や園路上のバリアフリー化園路であることを示すサイン等は可。	主要な公園施設と入り口を結ぶ園路の少なくとも1つ以上については、都市公園移動等円滑化基準に適合していること。 屋根付き広場については、園内の少なくとも1つは、都市公園移動等円滑化基準に適合していること。
修景施設工	植栽 芝生 花壇 いけがき 日陰たな 噴水 水流 池 滝 つき山 彫像 灯籠 石組 飛石 その他これら に類するもの	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	植樹工 移植工 芝付工 花壇工 いけがき工 日陰棚工	支柱、土壌改良材、肥料、客土については、原則として樹木と同時に施工する場合を対象とする。規格、寸法、樹種については「公共用樹木の品質寸法規格基準(案)」に掲載されているものを標準とし、規格の大きいもの、他の樹種等については、その必要性を確認した上で、「建設物価」「積算資料」等に掲載されている範囲で可とする。 一年生の草花は不可。 (1) 「公共用緑化樹木の品質寸法規格標準」の範囲内の規格のものについては可。 (2) 規格外の樹木の移植については、必要性が明確であること。 移動式のものを除く。 藤棚、パーゴラ、フラワーアーチ等。 池等の駆体、循環設備、給排水設備、動力機械室、照明施設等。 切土、盛土、床掘、残土処理、護岸、給水、排水、駆体等 特殊なものは必要性が明確であること 交付対象施設に類するものに限る。	

休養施設工	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの 条例で定める休憩施設	○ ○ ○ × ○ ○ ×	休憩所工 ベンチ工	容易に移動可能なものは不可。 オートキャンプ場を含む。但し、建設費を償却するに足る程の使用料を徴収しないものに限る。 交付対象施設に類するものに限る。	園内の少なくとも一つは、都市公園移動等円滑化基準に適合していること。
遊戯施設工	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚釣場 マイコラント 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの 条例で定める遊戯施設	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × × × × ○ ×	ぶらんこ工 滑り台工 シーソー工 ジャングルジム工 ラダー工 砂場工 徒渉池工	複合的に組み合わせたものも可。 床堀、残土処理、駆体、給水、排水、プールサイド舗装等。 池については可。 交付対象施設に類するものに限る。	「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」、「遊具の安全に関する基準」等を踏まえ設置すること。
運動施設工	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場	○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○		(1)専らプロチームの用に供するものを除く。 (2)規格・仕様の必要性が明確であること。 (3)ベース等、移動式のものは不可。 規格・仕様の必要性が明確であること。 (1)専らプロチームの用に供するものを除く。 (2)規格・仕様の必要性が明確であること。 (3)審判台、サッカーゴール等、移動式のものは不可。 規格・仕様の必要性が明確であること。 (1)規格・仕様の必要性が明確であること。 (2)体育館等、屋内施設も含む。 (1)ゴルフ練習場及びこれらに附属する工作物も不可。 (2)パークゴルフ場、マレットゴルフ場等は一般的なゴルフ場と大きく異なるので、ゲートボール場に類するものとして解釈する。	

教養施設工	水泳プール	○		(1) スタンド、飛込台、可動床等については、必要性が明確であること。 (2) レジャープール等については、建設費を償却するに足る使用料を徴収しないこと。
	温水利用型健康運動施設	○		温水を利用した種々の軽運動を行うための施設であり、水中における歩行、エアロビクス等の基礎体力を少しずつ高めていくことを目的とした運動、ある程度継続して行う軽い全身的な運動を行う施設であること。
	ボート場	○	}	年間の想定利用者数等を勘案した上で、必要性が明確であること。
	スケート場	○		
	スキー場	○		
	相撲場	○		
	弓場	○		
	乗馬場	○		
	鉄棒	○		
	つり輪	○		
	リハビリテーション用運動施設	○		高齢者や障害者のほか、一時的に健康な状態を損なっているものが、基本的な心肺機能や四肢の運動機能等を健康な状態に維持し、又は回復することを目的として利用するための運動施設であること。
	その他これらに類するもの	○	例) パークゴルフ 例) 体育館 例) フットサルコート 例) 全天候型多目的グラウンド 例) ドッグラン	(1) 交付対象施設に類するものに限る。 (2) 人工芝については、必要性が明確であること。 ゲートボール場に類する施設とする。 バスケットボール場等に類する施設とする。 サッカー場に類する施設とする。 野球場、サッカー場等に類する施設とする。 乗馬場に類する施設とする。
	これらに付属する観覧席、更衣室、控え室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物	○	例) 倉庫、風呂、可動床、引き出し型観客席、冷暖房等	付属する施設の運営に必要な施設であれば可。ただし、備品は除く。
	条例で定める運動施設	×		
	植物園	×	}	施設内の園路、広場、植栽等の交付対象施設については可。また、体験学習施設は可。
	温室	×		
	分区園	×		
	動物園	×		
	動物舎	×		
	水族館	×		
自然生態園	○		自然の状態を保全し又は人工的に造園し、生物とその環境及び共生者との関係について鑑賞、観察することのできる施設であること。	
野鳥観察所	○			
動植物の保護繁殖施設	○		地域に在来の動植物を保護繁殖するとともに、都市公園において動植物を保護繁殖するプロセス及び保護繁殖に取り組んでいる姿を公園利用者に対して示すことにより、地域固有の動植物及び生態系に関する知識の修得並びに動植物の保護に対する意識の涵養等、環境教育の場として位置づけられる教養施設であること。	

	野外劇場	○	野外劇場工	ベンチについては、移動式（備品として見られる）のものは不可。	都市公園移動等円滑化基準に適合していること。
	野外音楽堂	○	野外音楽堂工	ベンチについては、移動式（備品として見られる）のものは不可。	都市公園移動等円滑化基準に適合していること。
	図書館	×	}	体験学習施設は可。	
	陳列館	×			
	天体又は気象観測施設	×			
	体験学習施設	○			
	記念碑	×		彫像として解釈できるものは可。公共性の有無など、必要性が明確であること。	
	その他これらに類するもの	○		交付対象施設に類するものに限る。	
	古墳、城跡、旧宅その他遺跡及びこれらを復元したもので歴史上又は学術上価値の高いもの	○		(1)国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画(仮称)」に基づき整備、復原するもの。 (2)上記以外の歴史的資産の整備については、体験学習施設、休憩所、園路・広場、門、柵等、個々の施設として解釈可能なもの限り、その範囲内で対象とする。’	
	条例で定める教養施設	×			
便益施設工	売店	×	}	陸上競技場、体験学習施設等、他の交付対象施設の一部を構成している場合は、当該交付対象施設として解釈できるが、当該交付対象施設の機能を増進するものであること。また、建設費を償却するに足る使用料を徴収しないこと。	園内の少なくとも一つは、都市公園移動等円滑化基準に適合していること。
	飲食店	×			
	宿泊施設	×			
	駐車場	○			
	園内移動用施設	○		エスカレーター、エレベーター、モノレール、リフト等は可。カート、バス等の動産は不可。また、公園間を結ぶロープウェーなどは、公園区域内に存在する施設のみ可。	
	便所	○	便所工		都市公園移動等円滑化基準に適合していること。
	荷物預かり所	×		陸上競技場、体験学習施設等、他の交付対象施設の一部を構成している場合は、当該交付対象施設として解釈できるが、当該交付対象施設の機能を増進するものであること。また、建設費を償却するに足る使用料を徴収しないこと。	
	時計台	○			
	水飲場	○	水飲場工		園内の少なくとも一つは、都市公園移動等円滑化基準に適合していること。
	手洗場	○	手洗場工		園内の少なくとも一つは、都市公園移動等円滑化基準に適合していること。
	その他これらに類するもの	○			

管理施設工	門	○	門扉	<p>園内の少なくとも一つは、都市公園移動等円滑化基準に適合していること。</p> <p>陸上競技場、体験学習施設等、他の交付対象施設の一部を構成している場合は、当該交付対象施設として解釈できるが、当該交付対象施設の機能を増進するものであること。</p> <p>陸上競技場、体験学習施設等、他の交付対象施設の一部を構成している場合は、当該交付対象施設として解釈できるが、当該交付対象施設の機能を増進するものであること。</p> <p>廃棄物の再生利用のための施設を含む。</p> <p>陸上競技場、体験学習施設等、他の交付対象施設の一部を構成している場合は、当該交付対象施設として解釈できるが、当該交付対象施設の機能を増進するものであること。</p> <p>ポンプ等設備も含む。</p> <p>雨水の利用及び地下浸透を目的とした貯留施設、浸透施設、ポンプ等の一連の施設であり、雨水の地下への浸透を促すことによる自然の水循環の回復又は貯留・確保した公園内の雨水を活用した植栽への散水等のように、必ずしも上水を確保する必要のない水利用について、貯留した雨水を循環利用することにより、環境への負荷及び管理コストを低減するもの。</p>	園内の少なくとも一つは、都市公園移動等円滑化基準に適合していること。
	さく	○	外周柵、安全柵		
	管理事務所	○			
	詰所	×			
	倉庫	×			
	車庫	×			
	材料置場	×			
	苗畑	○			
	掲示板	×			
	標識	×			
	照明施設	○			
	ごみ処理場	○			
	くず箱	×			
	水道	○	散水栓、スプリンクラー		
	井戸	○			
暗渠	○				
水門	○				
雨水貯留施設	○				
	水質浄化施設	○		<p>修景施設となる池、水流等の公園施設の水質を維持するための施設であり、適切な水質の維持管理を行い、それによって水を災害時の生活用水等へ活用することを可能とするための施設であること。</p> <p>石垣も可。</p> <p>公園施設に電力を供給する施設であり、公園利用者への影響を考慮するとともに、環境への負荷の低減に資するものとして、風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設その他これらに類するものであること。</p> <p>交付対象施設に類するものに限る。</p>	
	護岸	○			
	擁壁	○			
	発電施設	○			
	その他これらに類するもの	○			
その他施設	展望台	○		陸上競技場、体験学習施設等、他の交付対象施設の一部を構成している場合は、当該交付対象施設として解釈できるが、当該交付対象施設の機能を増進するものであること。	
	集会場	×			

災害応急対策施設	備蓄倉庫 耐震性貯水槽 放送施設 情報通信施設 ヘリポート 係留施設 発電施設 延焼防止のための散水施設	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		<p>(共通)地域防災計画に位置づけのある公園に設置するものであり、災害応急対策のために必要なtに限る。 食料、医薬品、災害時における生活必需品等災害応急対策に必要な物資を備蓄するものであること。</p> <p>災害時に避難者の飲料水や消火用の水が確保できる構造を有するものであること。</p> <p>災害時に、公園内の避難者に対し、避難誘導等に必要な情報を迅速かつ的確に伝達し、園内の避難者が適切な行動をとることができるよう報じるための施設であること。</p> <p>災害発生時に、避難地となる公園と公園外の災害対策施設の間は公園相互間で緊急情報や避難生活に関する情報等を通信するための施設であること。</p> <p>災害時に、災害応急対策に必要な物資の供給等を行うヘリコプターが発着できる施設であり、いわゆる場外離着陸場であること。</p> <p>災害発生時に公園への多様なアクセスを確保する観点から設けられる、舟をつなぎとめるための施設全体を指し、舟を着け、乗り降りを行い、荷揚げを行うための施設であること。</p> <p>公園施設に電力を供給する施設であり、公園利用者への影響を考慮するとともに、環境への負荷の低減に資するものとして、風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設その他これらに類するものであること。</p> <p>樹林帯等が本来有する延焼防止機能をより高めるために、スプリンクラー等により樹林帯に散水するための施設であること。</p>	
測量設計	委託料 工事請負費 文化財発掘調査 賃金 共済費 需用費 使用量及び貸料 備品購入費	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	積算補助、現場技術、実施設計、実施設計のための調査測量試験	<p>(1)実施設計については、当該年度工事に係るもので、数年以内に確実に執行できるものに限る。</p> <p>(2)実施設計のための調査測量試験 ・地質調査・ボーリング試験・工事用多角測量 ・水準測量・平板測量・空中写真測量</p> <p>(3)新規採択時評価、再評価にかかる費用対効果分析に必要な調査費、基本設計については不可。</p> <p>111ページ参照</p> <p>調査、測量及び試験のために必要な、日々雇用する労務者に対する人件費。</p> <p>測量及び試験費、支弁の労務者に対する事業主負担の保険料</p> <p>調査、測量及び試験費のため必要な測量杭、丁張、材料等の消耗品材及び文具等の購入並びに機械器具の購入、修繕、借上等に要する経費</p>	

第3節 その他の制度

1. 一括設計審査（補助事業に係る全体設計を準用）

(1) 制度概要

補助事業が非常に大規模な、あるいは特殊なもの等については、事業を施行する上で、工事を一括して施行する必要がある、しかも、工事が2年度以上にわたるもの等については、補助事業者が一括して契約を行う必要がある。このような2年度にわたる契約は、補助事業者である地方公共団体としては当該年度の歳出予算以外に債務負担行為の予算措置を行って契約を結ぶことになる。

国の予算制度としては、このような場合、国庫債務負担行為による交付決定を行って事業を行うことができるが、国庫債務負担行為として予算計上されている事業は、都市局所管事業としては流域下水道事業、モノレール道等整備事業などに限定されている。

このようなことから、国庫債務負担行為によらないものについても2年度以上にわたる工事等については、その工事等の全体設計を事前に把握審査し、補助事業の適正な執行を確保しようとするのが全体設計承認の制度である。

(2) 予算の確保

全体設計は、次年度以降にわたる補助事業の全体計画を事前に審査し、当該年度の補助事業の適正な執行を確保するとともに次年度以降に施行される補助事業（次年度以降に補助採択された場合）の適正な執行を確保しようとする制度であり、会計上翌年度以降の債務を国が負担するものではない。

この点は、国庫債務負担行為と異なるわけであり、全体設計承認を行っても制度上は次年度以降の補助金の交付が必ず行われるわけではないが、運用として優先的に補助金の配分を行っている。

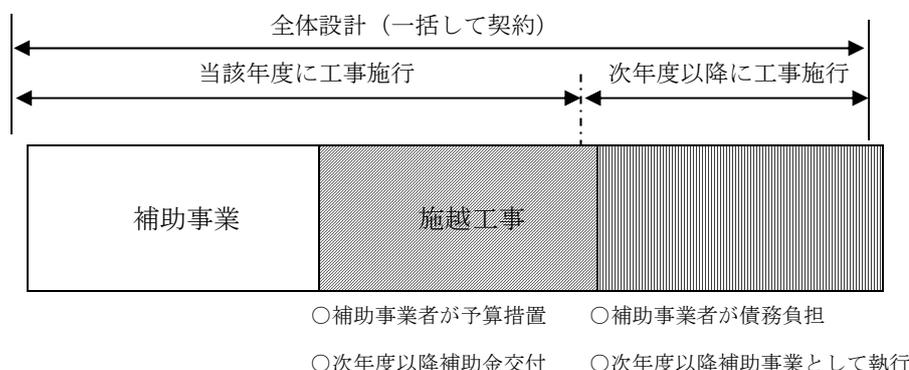
(3) 全体設計が認められる工事は、以下のものに限定されている。

① 下記に掲げる工事で施行上設計を分割することが困難なもの又は著しく不経済となるもの等で、工事を一括して施行契約する必要がある、かつ、当該工事の施行年度が2年度以上にわたるもの。

- i) 橋梁、立体交差、隧道又は鉄道高架に係る工事
- ii) 大規模構造物等（終末処理場、ポンプ場、市街地再開発事業の施設建築物等）に係る工事
- iii) 特殊工事（シールド工事、推進工法等）による工事

② 大規模な物件等の移転等の工事でこれに要する期間が12ヶ月を超えるもの。

(4) 全体設計の承認（施越工事）が同時に行われることがある、この場合の予算的な措置等を図示すると下図のようになる。



(5) 全体設計の承認は次年度以降に補助となるものを事前に審査するものであることから、全体設計の承認申請は、補助金の交付申請に準じた工事設計書及び関係図面を添付して行うこととなる。

2. 公共施設管理者負担金の取扱い

平成12年12月12日建設省都公緑発第64号及び平成16年3月12日公下第10467号で通知しているとおり、公園事業において、公共施設管理者負担金の国庫補助を要望する場合は、当該市街地開発事業の事業認可（市街地再開発事業については都市計画決定）を行う際、負担金の額、単価等について事前に北海道開発局と協議することとなっている。

なお、詳細は下記によること。

(1) 対象事業

- ① 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法第120条の2に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和36年5月15日建設計発第146号通達）第1項及び第2項による覚書及び協定、都市再開発法第121条第2項の規定により承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。
- ② 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。
- ③ 土地区画整理事業にあつては、次の各号に該当する区域であること。
 - i) 減価償却金を算出する地区については、施行地区面積の1%を超える公園。
 - ii) i) 以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DIDから1,000m以内）については、施行地区面積の2%を超える公園。
 - iii) 新市街地について、施行地区面積の3%を超える公園。
 - iv) i)～iii)の公園と一体となって十分な効用を発揮する緑地であつて、必要性が高いと認められるもの。
 - 例)・散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの。
 - ・良好な居住環境の形成に資するもの。
 - ・野生生物の生息、生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全、活用するもの。

(2) 協議について

- ① 協議の時点において、やむを得ず都市公園等の都市計画が未決定であつた地区について、都市計画決定を行った際に協議内容に変更が生じた場合は、その時点で改めて速やかに協議を行うものとする。
- ② 管理者負担金の額は、土地区画整理事業認可時（市街地再開発事業については、都市計画決定時）における都市公園用地の鑑定評価による価額により算定するものとする。

第4節 社会資本整備総合交付金の交付及び変更申請

交付金事業執行の事務手続きは、内定通知に始まり、交付申請、交付決定などの諸手続きを経て、事業を執行することになる。本節では、これらの手続等を記載する。

1. 北海道が施行する都市局所管事業（都市公園・緑地等事業）の執行

北海道が施行する都市局所管事業は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日付け法律第179号。最終修正平成14年12月13日付け法律第152号。以下「適正化法」という。）、「適正化法施行令」（昭和30年9月26日付け政令第255号。最終修正平成28年11月28日付け政令第361号。）、「国土交通省所管補助金等交付規則」（平成12年12月21日付け総理府・建設省令第9号。最終修正平成28年4月20日付け国土交通省令第44号。以下「規則」という。）のほか、「都市局所管国庫補助金交付申請等要領」（平成13年6月27日付け国都総第2000号。最終修正平成28年3月28日付け国都総第1280号。以下「要領」という。）に基づき適正かつ円滑な事業執行を図ること。

2. 市町村が施行する都市局所管事業（都市公園・緑地等事業）の執行

市町村が施行する都市局所管事業は、「適正化法」、「適正化法施行令」、「規則」、「要領」のほか、下記の通達「市町村等施行建設省都市局所管国庫補助事業について」（昭和54年1月26日付け都施第34号。最終修正平成7年1月12日付け都整第841号。）に基づき適正かつ円滑な事業執行を図ること。

なお、以下の通達は、「建設省都市局」を「国土交通省都市局」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に、「土木現業所長」を「総合振興局副局長・振興局副局長」に読み替えるものとする。また、関係通達は、最新のものを記載している。

市町村等施行国土交通省都市局所管国庫補助事業について

昭和54年1月26日付け都施第34号
北海道住宅都市部長から法適用市町村長、土木現業所長あて
一部改正 昭和58年2月1日付け街公第28号
平成7年1月12日付け都整第841号

市町村等施行国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助事業事務取扱要領

(目的)

- 1 この要領は、国土交通省都市・地域整備局所管国庫補助事業（以下「補助事業」という。）の市町村等（以下「補助事業者」という。）における事務取扱の要領を示し、国庫補助事業の適正かつ円滑な執行を図ることを目的とする。

(事業要求)

- 2 補助事業者は、翌年度の要望事業について、知事が指定する期日までに、土木現業所長と協議し、所定の調書を知事に提出するものとする。

(事業の内定通知)

- 3 知事は、国土交通大臣から補助事業の内定通知を受けたときは、直ちに補助事業者及び土木現業所長に通知するものとする。

(補助金等の交付の申請)

- 4 補助事業者は、国庫補助事業としての内定通知を受けたときは、速やかに補助金交付申請書(様式及び添付書類は、都市・整備局長通達「平成13年6月27日付け国都総発第2000号。」による。)を作成し、土木現業所長の審査を受け、知事に一部提出するものとする。

なお、補助金交付申請書の提出は年1回とする。ただし、知事が必要と認めた時は、この限りではない。

(補助金の交付決定通知)

- 5 知事は、国土交通大臣から補助金等の交付決定の通知書を受けたときは、直ちに補助事業者へ通知書を送付するとともに、土木現業所長に通知するものとする。

(工事の施行)

- 6 補助事業者は、国土交通大臣の補助金等の交付決定通知を受けたときは、速やかに工事に着手しなければならない。

(工事の監督)

- 7 補助事業者は、工事の監督について責任者を明確にし、監督日誌等の記帳、搬入材料の検収、工事の作業状況を把握できる(特に埋設される部分、仮設物、工作物等)写真による記録等、工事の工程を確認できるよう整備しなければならない。

(補助金の交付決定の内容等の変更)

- 8 補助事業者は、工事中やむを得ない理由により補助金等の交付決定の内容等を変更して施行する必要があるときは、補助金交付決定変更申請書を作成し、土木現業所長の審査を受け、知事に一部提出するものとする。

なお、軽微な変更については、都市・整備局長通達(平成14年6月28日付け国都総発第851号。)を尊重し、補助事業者にて事務処理を行うものとする。

(事業費の経理等)

- 9 事業費の経理は、設計科目(本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地及び補償費、事務費等)ごとに予算科目(節)別に経理しなければならない。

(2) 経費の支出は、国土交通省で定めた使途基準及び予算科目に適合することを要し、かつ、積算の基礎を明確にしなければならない。

(3) 用地の購入代金又は交換差金は、登記を完了した後、保障費については、除却の確認した後でなければ原則として支払ってはならない。

(4) 残存物件及び発生物件の取り扱いについては、都市・整備局長通達（平成14年6月28日付け国都総発第853号。）及び都市・整備局長通達（平成14年6月28日付け国都総発第857号。）に基づき遺憾のないよう処理しなければならない。

（事業の中止等）

10 補助事業費は、事業を中止又は廃止する場合は、速やかに文章により土木現業所長を経由して知事に報告し、指示を受けるものとする。

（指導監督）

11 補助事業にかかる指導監督については、土木現業所長が行うものとし、知事は、必要に応じて直接指導監督することができるものとする。

（額の確定）

12 補助事業者は、事業が完了したときには、速やかに都市・整備局長通達（平成14年6月28日付け国都総発第858号。）による実績報告書を知事に提出するものとする。

(2) 知事は、前項の報告を受けたときは、補助金の額の確定のための現地検査を行うこととし、土木現業所長はこれに立ち会うものとする。

（補助金の請求）

13 補助金は、補助事業者の請求により官署支出官（北海道会計管理者）から直接補助業者に支払うものとする。

ア 補助事業者は、土木現業所長の事業の出来高確認を受け、その出来高に見合う補助金の額を超えない範囲で、概算払いを請求することができるものとする。ただし、この場合、国土交通大臣から指示のある時期まで1割以上を保留（用地に係わる国庫債務負担行為の年度割を除く）するものとする。

イ 補助事業者は、工事負担者の請求により前金払をしたときは請負金額に補助率を乗じた額の40%の範囲内で概算払いの請求をすることができる。なお、この場合、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年第184号）に基づく保証書の写しを添付しなければならない。

ウ 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受け、概算受領額に過不足があるときは、直ちに請求書の提出又は返納の手続きをするものとする。

3. 申請の方法について

(1) 市町村事業については、建設管理部の審査を事前に受けること。

(2) 実施に関する計画（以下、実施計画）関係と、交付申請書関係とをそれぞれ別冊とし、都市環境課公園緑地グループ（公園技術）の技術審査を受けた後、事業調整グループ（経営企画）の事務審査を受けて交付若しくは交付決定変更申請書を提出すること。

また、合わせて交付申請審査表の写しを提出すること。

なお、意見条件等が付された場合は、検討・整理を行い、意見・条件欄にその措置内容を記入し、後日報告すること。

(3) 書類は、A4版の大きさとし、提出書類は次によること。

4. 提出書類

(1) 社会資本整備総合交付金の交付申請

【公園緑地グループへの提出書類】

提出書類	対象事業	提出部数	備 考	各様式	提出先
1.都市公園等事業交付申請審査表	道・市町村	1部			公園緑地グループ
2.大臣宛申請書	市町村	1部		参考様式5	
3.交付対象事業の実施に関する計画	市町村	1部		様式第6	
4.位置図（A4版）	市町村	1部	整備計画策定時の位置図を活用する。		
5.工事費内訳書	道	1部			
6.交付金申請箇所一覧	道	1部			
7.公園平面図（A3版）	道	1部	当該年度実施箇所の要素事業及び金額を記載すること。		

【事業調整グループへの提出書類】

提出書類	対象事業	提出部数	備 考	各様式	提出先
1.知事宛公文書	市町村	1部			事業調整グループ
2.大臣宛申請書	市町村	1部		参考様式第1	
3.交付申請額一覧表	市町村	2部		参考様式第1の別添1	
4.社会資本整備総合交付金調書	市町村	2部		参考様式第1の別添2	
5.社会資本整備総合交付金に係る事業費財源表	市町村	1部	地方負担額が一般歳入・地方債のみの場合は提出不要	参考様式第10	
6.社会資本整備総合交付金に係る事業費財源表（内訳表）	市町村	1部	地方負担額が一般歳入・地方債のみの場合は提出不要		
7.位置図（A4版）	市町村	2部	当該年度に実施する公園を旗揚げし、要素事業を記載		

(2) 社会資本整備総合交付金の変更申請

【公園緑地グループへの提出書類】

提出書類	対象事業	提出部数	備 考	各様式	提出先
1.都市公園等事業交付申請審査表	道・市町村	1部	当初：上段 変更後：下段		公園緑地グループ
2.大臣宛申請書	市町村	1部		参考様式9	
3.交付対象事業の実施に関する計画	市町村	1部	変更前を上段（ ）書きとする。	様式第6	
4.位置図（A4版）	市町村	1部	整備計画策定時の位置図を活用する。		
5.工事費内訳書	道	1部	変更前を上段（ ）書きとする。		
6.交付金申請箇所一覧	道	1部	当初：上段 変更後：下段		
7.公園平面図（A3版）	道	1部	当該年度実施箇所の要素事業及び金額を記載		

【事業調整グループへの提出書類】

提出書類	対象事業	提出部数	備 考	各様式	提出先
1.知事宛公文書	市町村	1部			事業調整グループ
2.大臣宛交付決定変更申請書	市町村	1部		参考様式第4	
3.交付決定の変更額一覧表	市町村	2部		参考様式第4の別添1	
4.社会資本整備総合交付金調書（交付決定の変更）	市町村	2部	変更前を上段（ ）書きとする。	参考様式第4の別添2	
5.社会資本整備総合交付金に係る事業費財源表	市町村	1部	変更前を上段（ ）書きとする。	参考様式第10	
6.社会資本整備総合交付金に係る事業費財源表（内訳表）	市町村	1部	変更前を上段（ ）書きとする。		
7.位置図（A4版）	市町村	2部	当該年度に実施する公園を旗揚げし、要素事業を記載		

第5節 都市災害復旧事業

1. 都市災害復旧事業の概要

公園、都市排水施設等の災害復旧及び堆積土砂排除事業は、都市災害復旧事業として国土交通省都市局都市安全課が所管している。

根拠法令

公園^{注1}：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

都市排水施設等^{注2}：都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針

都市災害復旧事業事務取扱方針

注1 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（都市公園法整備緊急措置法はH14廃止に併い、H15から適用）第2条第2号に規定する公園若しくは緑地（特定地区公園（カントリーパーク））でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの（このうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設）（整備済で都市公園法による供用開始が成されていない場合は、原則災害対象とならないので注意のこと。）

注2 上記注1以外の都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く）、広場、緑地・運動場、墓園及び公共空地のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（植物を除く）

2. 災害報告

1) 被害報告（第1報）

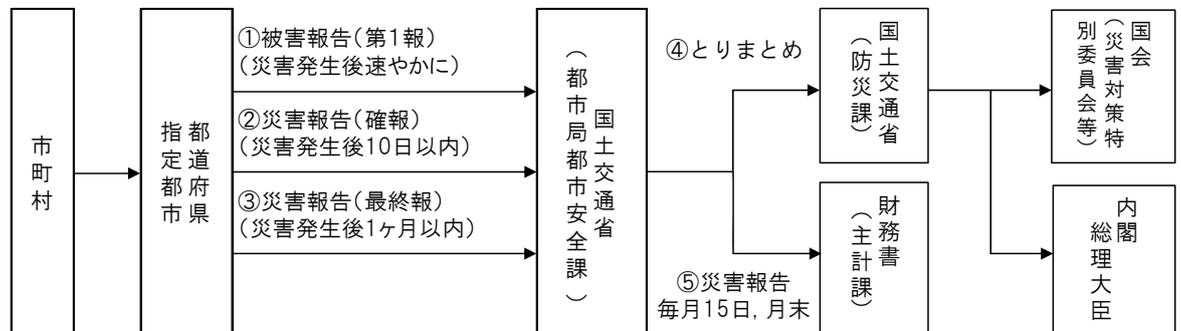
発災後、FAX及びメールにより報告する。

2) 災害報告（確報）

被災施設に対する国庫負担（補助）申請の意志表示となる行為である。

3) 災害報告（最終報）

復旧工法、被災施設の詳細な調査によって、被災額を訂正する場合は、災害発生後1ヶ月以内に行うことが必要である。



災害報告の流れ

3. 災害査定

国が費用の一部を負担、補助する災害復旧事業が地方公共団体の提出する国庫負担（補助）申請にもとづき、財務省係官の立会の上、原則として実地査定を行って、事業費を決定する。

しかし、交通不能等の事由により、止むを得ず現地に赴くことが出来ない場合は、被害写真、その他資料をもとに、机上査定を行う場合もある。

4. 事業費の決定と実施

都市災害復旧事業費は、査定により決定する。

すなわち、査定官が復命する目論見書により、財務省と確認を行いながら、箇所毎に千円単位で決定された事業費をもって、決定通知される。

事業費が決定されると、地方公共団体の長に対して、補助金額が通知される（補助金の内示）。

内示を受けた地方公共団体の長が、補助金の交付を申請し、交付決定を受けることになる。なお、査定により事業費が決定された場合（いわゆる朱入れされた場合）必要があれば交付申請前に事業を実施することができる。（施越工事という）

5. 都市災害復旧事業概要

予算科目		補助根拠	対象施設等		補助(負担)率		補助率根拠	
					一般災害	嵩上げ		
(項) 河川等災害復旧事業費	(目細) 都市災害復旧事業費補助	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)	公共土木施設	下水道	流域下水道 公共下水道 都市下水路	2/3, 4/5 2/3, 4/5 2/3, 4/5	有 有 有	2/3: 負担法 第3条, 第4条, 第4条の2 負担法 附則第3項(北海道) 離島振興法 第7条
				公園		2/3, 4/5	有	
	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 都市災害復旧事業事務取扱方針	都市施設等		街路 都市排水施等		1/2 1/2		} 予算補助 1: 激甚災害の指定による嵩上げ分は法律補助 2: 法律補助(嵩上げ分のみ)
			堆積土砂排除事業		1/2	有(1)		
	湛水排除事業		-		有(2)			
(目) 都市災害復旧事業費補助	(目細) 降灰補助 除灰除去事業費	活動火山対策特別措置法 " 施行令 降灰除去事業実施要綱 都市・地域整備局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	下水道 都市排水路 公園 住宅地	公共下水道 都市下水路	2/3 2/3 1/2 1/2 1/2			} 活動火山対策特別措置法 第11条 " 施行令 第3条
	(目細) 指導監督補助				10/10			予算補助

6. 災害の定義

表-1 災害の定義(異常な天然現象の基準)

異常要因	基準
(1) こう水	(イ) 警戒水位(はん濫注意水位)以上の出水 (ロ) 河岸高(低水位から天端まで)の5割程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 降 雨	(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量が特に大(時間雨量が20mm以上)
(3) 暴 風	最大風速(10分間平均)15m以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので被災の程度が比較的軽微ではないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、積雪異常低温、落雷等	特に定めていない

7. 対象施設等

対象施設等	施設・事業等の範囲
公共土木施設 公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令(都市公園等整備緊急措置法はH14廃止に併い、H15から適用)第2条第2号に規定する公園若しくは緑地 ^{※1} でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの(次表参照)
都市施設 都市排水施設等	(イ) 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設 (ロ) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園(自然公園法による自然公園を除く。)、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地(「負担法」第3条第11号に規定する公園を除く。)のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設(植物を除く。)とする。

※1 特定地区公園(カントリーパーク)が該当となる。

8. 負担法及び基本方針に基づく公園施設に係る災害復旧補助の対象施設及び対象外施設

		都市公園法に掲げる公園施設		災害復旧補助の対象施設	
施設区分	都市公園法第2条第2項	政令で定めるもの(都市公園法施行令第5条に掲げる施設)	国土交通省令で定めるもの(都市公園法施行規則第1条,第1条の2)	都市公園法施行令第31条及び同施行規則第17条に掲げる施設	左記の種類
1.園路及び広場	園路及び広場			園路又は広場	
2.修景施設	植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの		修景施設	芝生、花壇、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの
3.休養施設	休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの		休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの	
4.遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの	ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚つり場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの		ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池その他これらに類するもの	
5.遊戯施設	野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの	野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ポート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類するもの		運動施設(ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物を除く)	野球場(専らプロ野球チームの用に供されるものを除く)、陸上競技場、サッカー場(専らプロサッカーチームの用に供されるものを除く)、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ポート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物
6.教養施設	植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの	植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの並びに古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの		自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの 古墳、城跡等(「歴史的風致維持向上計画」に基づくものに限る)	
7.便益施設	売店、駐車場、便所その他便益施設で政令で定めるもの	売店、飲食店(料理店、カフェ、バー、キャバレーその他これらに類するものを除く) 宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの		駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗い場その他これらに類するもの	
8.管理施設	門、さく、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの	門、さく、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場(廃棄物の再生利用のための施設を含む)、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る)その他これらに類するもの	風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設その他これらに類するもの	門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの	

<p>9. 都市公園の効用を全うする施設</p>	<p>前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設政令で定めるもの</p>	<p>展望台及び集会所並びに食糧、医療品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの</p>	<p>耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設</p>	<p>展望台又は食糧、医療品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、災害応急対策に必要な耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設(避難地又は避難路となる都市公園に設けられるもの)なお、避難地又は避難路となる都市公園とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号に規定する地域防災計画その他これらに準ずる防災に関する計画において定められたもの</p>	
--------------------------	--	--	---	---	--

9. 災害復旧事業の適用

都市災害復旧事業のうち、公共土木施設（下水道・公園）及び、都市施設（街路・都市排水施設等）における各施設の適用の考え方は、次のように定められている。

「負担法」第6条第1項第1号（1 箇所の工事費が都道府県・指定市においては120万円、市町村においては60万円未満）の場合において、1の施設において災害にかかった箇所が100m以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が100mを越える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の2以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適當なものは、1箇所の工事とみなす。

ただし、当該工事を施行する地方公共団体が2以上あるものについては、この限りではない。

ア) 公園の1箇所の考え方は、1公園内で被災場所が100m以上離れている場合は別箇所として扱う。

イ) 降雪による公園施設の被害

- ・補助対象となる異常積雪の範囲は、被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値（過去10年間）を超え、かつ、1メートル以上の場合とする。
- ・公園施設のさく（フェンス）等が積雪により被災した場合は、その災害査定にあたっては、当該被災箇所が降雪によるものか十分検討し査定にあたる。

【昭和60年5月 大蔵省了解】

10. 災害復旧事業の適用除外

1) 公園（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項）（最終改正 H11.12.22）

- (1) 1箇所の工事の費用が都道府県、指定市に係るものにあつては120万円、市町村に係るものにあつては60万円に満たないもの。
- (2) 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの。
- (3) 維持工事とみるべきもの。
- (4) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (5) 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (6) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの
- (7) その他別に定めるもの
 - ① 都市排水施設の埋そくにかかるもので断面積の3割に満たないもの。
ただし、3割以上のものにあつては、堆積量の7割までを排除するものとする。
 - ② 公園施設のうち、植栽及びいけがき（芝生を除く）
 - ③ 他省庁所管に係る災害復旧事業として採択されたもの。
 - ④ 公園施設のうち、飛石、ベンチ、ぶらんこ等の単体の小規模な施設が単独で被災した場合で、その施設の機能が当該公園の根幹的な効用にかかわらないもの。

なお、河川敷内の公園の被害については、「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業取扱いに関する申合事項について」（最終改正 H13. 2. 14）によること。

1 7 査定方針第3（一）について

河川敷内の公園が出水により被災した場合の採択基準は、査定方針第3（一）によるものとする。
なお、公園所在地における被害時の水位が不明な場合には当該所在地の上流における水位の状況により採否を決定するものとする。

2) 都市施設排水等（「都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について」より抜粋）
（最終改正 H25. 3. 29）

(1) 墓地について

墓地のうち、埋葬地内の施設は災害の対象とはならない（墓石等）。

(2) 基本方針第3適用除外における「施設ごとの工事の費用が、都道府県又は指定都市に係わるものにあつては120万円に、市町村(指定都市を除き、地方自治法第284条第1項から第3項までに規定する組合（第1項に規定するものについては市町村のみが設けたものに限る。）を含む。）又は土地区画整理組合に係わるものにあつては60万円に満たないもの」の取扱いについて街路については、〇〇～〇〇線、一施設ごとに適用し、都市排水路等については、同一水系別に吐口を一単位として、又は〇〇広場等の一施設ごとに適用するものとする。

3) 維持工事とみるべきもの（従前の機能を損なわない程度の被災）～H13都市災害復旧事業等担当者会議資料（国土交通省）

・河川敷公園被災で次の場合

イ) 移動可能（施設・占用台帳での扱い）な施設の被害。

ロ) 概ね1cm程度の土砂の堆積又は土砂の流出（芝生等の流出がある場合はこの限りではない）。

ハ) 土砂の堆積量が少なく、芝生等が枯死する恐れがないと認められる程度の土砂の堆積。

ニ) 土砂の堆積又は土砂の流出により平坦性が損なわれた場合にあつて、復旧工法に土砂の補充を伴わず整地のみの場合。

ホ) 固定されている遊具であっても被災程度及び数量が軽微なもの。

1 1. 未供用開始施設の取扱い

公共土木施設のうち、公園が被災した場合において、下記の場合は供用開始しているものとしている。

公園が被災した場合における「他の事業により竣工し、かつ、独立した機能を有する施設」とは、当該被災施設の供用開始が行われていたものとする。ただし、当該被災施設が全て竣工しており、特別の事由により供用開始の手続き等が遅れている場合は、供用開始が行われているものとして取扱うこととする。

公共土木施設（公園）に係る未供用開始の取扱いについては、前記のとおり規定されており、その対象は特別の事由により供用開始手続きが遅れ、かつ供用開始が近く確実に見込まれるものに限られている。その運用については、国庫負担申請時に申請者（施設管理者）が査定官及び立会官と協議を行い、公共土木施設（公園）としての採否を確認することとしている。

1 2. 公共土木施設の取扱いに準じて取扱う事項（都市施設等）

公共土木施設を除く都市施設（街路・都市排水施設）等の災害復旧事業で、「基本方針」「同取扱方針」等に規定されていないものについては、公共土木施設災害復旧事業に準じて取扱い、その主の事項は下記のとおりである。

- (1) 報告に関する事務
- (2) 内未成の取扱い
- (3) 他事業施行中の災害
- (4) 事業費の積算
- (5) その他、査定事務で特に「同取扱方針」に規定していないもの

※ほとんどが、公共土木施設の取扱いに準じている。

1 3. 応急工事

1) 応急仮工事と応急本工事

公共土木施設（公園）の応急仮工事は、原則として管理者の負担において施行すべきものであるが、特別の事情がある場合、これらの応急工事に要した費用の全部、又は一部は国庫負担の対象となり得る。

ただし、都市施設（街路・都市排水施設）等の応急工事費は、本工事の一部又は、全部となるもののみとすることが規定されており、応急仮工事については原則として国庫補助の対象とはならない。

この国庫負担の対象となり得るものには、応急仮工事と応急本工事（内応急工事）の2つがあり、下表のとおりである。

区 分	対象施設	被 災 状 況	応急工法
応急仮工事	公 園	通常の状態における流水又は海水が侵入し、被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行する必要がある	仮締切工事
	公 園	次期出水等により被災施設、それに隣接する一連の施設又は被災箇所の背後地に甚大な被害を与えているため又はそのおそれが大きいため、緊急に施行する必要がある	欠壊防止工事
応急本工事 又は 内応急工事	公 園	査定前に施行した工事のうち復旧工事の全部又は一部となる工事	

なお、応急仮工事の採択要件は、応急仮工事費を除く工事費が、限度額（都道府県又は指定都市で120万円、市町村で60万円）以上であること。

また、応急仮工事がある場合は、その工事費を明確に分離して査定を行う必要から、査定設計書を応急仮工事と応急本工事とに分冊作成（間接費は両者の直接工事費按分）し、国庫負担申請書（目論見）へ、内応急仮工事費を記載すること。

2 応急工事の取扱い

応急工事は出来る限り復旧工事に利用できるような工法で施行し、適当でないと認められる工法で施行したものは、原則として適当な工法に変更させるものとし、これによって生ずる手戻り費は認められない。

また、応急仮工事は、査定時点において竣功、未竣功にかかわらず、すべて未着手工事として取扱い、同意単価で積算すること。

応急工事は、実地査定の時点では、既に施工していることから、被災内容が現場確認できないため、着工前に被災状況、形状、寸法、数量等が判定できる写真及び計測値等を十分に整備しておくこと。

14. 事前打合せ

事前打合せは、災害査定合理化と災害復旧事業の適性かつ迅速な施行を図るために行うものであり、公共土木施設（公園）、都市施設（街路・都市排水施設等）等の災害復旧における事前打合せは、次のような箇所について査定前に行う打合せである。

- ① 被災箇所が広範囲にわたり、その被災の程度が激甚であり、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、被災箇所を含む区間全体にわたる一定計画のもとに施行する必要最小限度の工事とする箇所（一定災として申請する箇所）
- ② 査定前に緊急に施行する必要がある箇所
- ③ 工事竣工後1年に満たないもの（未満災）
- ④ 降雨又は地すべりに起因して発生した施設災害で、地すべり防止対策を主体とした復旧工法を用いるもの。
- ⑤ 公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針第15第1項に該当する箇所
 - (1) 一箇所の決定見込金額が4億円以上となる場合
 - (2) 災害復旧事業の採否について、事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合
 - (3) 査定方針第6第2号に該当する場合等他の関係省庁その他と協議を要する場合
 - (4) 手直工事又は補強工事の施行前又は施工中に生じた災害により被災した場合で、当該施設に係る工事が完了した場合であっても被災するであろうと推測される場合

ただし、補助事業としての採否及び工事（事業）費の範囲については、査定により決定する。

【打合せ手続】

北海道建設部長（市町村にあつては、北海道経由）から国土交通省都市局都市安全課あてにて打合せ手続を行う。

協議に必要な資料は、次のとおりである。

1. 図面（位置図、平面図、縦断図、横断図、構造図、仮設図等）
2. 積算資料（工事費の概算がわかるもので、詳細な設計書は不要）
3. 写真（写真は被災状況が明確に判断できるものを添付すること。）
4. その他の資料（被災メカニズム、観測データ、第三者証明等）

15. 基本法令等

災害復旧事業として採択される限度と範囲については次のような関係法規により制約されている。

1) 公園（負担法関係）

- ◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（最終改正 H11. 12. 22）
- ◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（最終改正 H25. 2. 6）
- ◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行規則（最終改正 H25. 2. 6）
- ◎公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱（最終改正 H28. 4. 1）
- ◎公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針（最終改正 H13. 2. 14）
- ◎公共土木施設（公園）災害復旧事業に関する事務取扱について（最終改正 H25. 3. 29）
- ◎公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業取扱いに関する申合事項について（最終改正 H13. 2. 14）

2) 都市排水施設等

- ◎都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針（最終改正 H23. 2. 15）
- ◎都市災害復旧事業事務取扱方針（最終改正 H23. 2. 15）
- ◎都市災害復旧事業査定申合事項並びに被害報告について（最終改正 H25. 3. 29）

3) 参考図書

1. 災害関係法令例規集（H26年版）（社）全国防災協会
2. 災害手帳（H29年版）（社）全日本建設技術協会
3. 都市災害復旧事業実務必携（H28.9）国土交通省都市局都市安全課
4. 技術者のための災害復旧問答一改訂版一（H25.9）全日本建設技術協会

(2) 都市災害復旧事業の事務手続きについて

●着工報告時の提出書類

- ・技術的な助言をすることがあるので、事業着手まで時間的な余裕を持って報告すること。

【提出先】

公園施設：都市環境課公園緑地Gへ提出

街路、堆積土砂排除等：都市環境課街路Gへ提出

【提出書類】

提出書類については、下記書類とし、「災害復旧事業の手引き 災害技術編（北海道建設部土木局砂防災害課）」を参照のこと。

1. 着工報告（地域調整課主査でチェック済みのもの）
2. 設計変更処理の内訳書
3. 着工報告チェックリスト（地域調整課主査でチェック済みのもの）
4. 変更対照表（総合単価で決定したものでも必要）
5. 大臣変更申請書の写し（国土交通省の受付印のあるもの）（※大臣承認が必要な設計変更を行った場合提出）

●国庫負担（国庫補助）交付申請時の提出書類

※公共土木施設⇒国庫負担 街路、堆積土砂排除等⇒国庫補助

【提出先】

都市環境課事業調整Gへ提出

【提出書類】

国庫負担（国庫補助）金の内定通知が国交省からきた後に交付申請を行うこととなる。

交付申請にあつたては、予算が都市局所管予算となるため、都市局所管国庫補助金交付申請等要領（都市局所管補助事業実務必携）に基づく申請となる。

1. 交付申請書 様式1-1（大臣宛、知事宛）（※変更がある場合はその都度提出）
2. 交付申請額表 様式1-2
3. 補助事業箇所別表 様式1-3

※様式データは、内定通知と同時に都市環境課事業調整Gから、エクセル様式にて配布する。

●設計変更時の提出書類

・災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計を変更して工事を実施しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ国土交通大臣の同意を受けなければならない。

・設計変更（軽微な変更を除く）の手続きには時間を要するケース（1ヶ月以上）があることから、発生した場合は、都市環境課担当Gへ速やかに電話により変更状況を報告すること。

・軽微な変更については、「都市災害復旧事業等事務必携」を参照のこと。

【提出先】

公園施設：都市環境課公園緑地Gへ提出

街路、堆積土砂排除等：都市環境課街路Gへ提出

【提出書類】

提出書類については、「都市災害復旧事業等事務必携」を参照のこと。

また、下記書類を鏡とし提出すること。

1. 変更上申書（地域調整課主査でチェック済みのもの）

●繰越時の提出書類

・翌債が認められるのは、予算執行上やむを得ない事由がある場合であり、たとえば、気象の関係などで着工が遅れたため、年度内に完了する予定であった工事が翌年度にわたるような場合で、かつ、その工事箇所が分割が困難又は不適當で、一体として契約する必要がある場合である。

内容・考え方については、「災害復旧事業の手引き 事務編（北海道建設部土木局砂防災課）」を参照のこと。

・繰越については、別途都市環境課事業調整Gより照会を行う。

【提出先】

都市環境課事業調整Gへ提出

【提出書類】

1. 各市町村長から支出負担行為担当官北海道建設部長宛の公文書
2. 箇所別調書及び理由書
3. 工事行程表

※様式については、国土交通省より通知があり次第配布する。

●国庫負担金（国庫補助金）請求時の提出書類

・成功認定または実績報告を受けることによって国庫負担金（国庫補助金）が確定するので、完成払であっても、精算払とならず概算払となる。

※公共土木施設⇒成功認定 街路、堆積土砂排除等⇒実績報告

【提出先】

都市環境課事業調整Gへ提出

【提出書類】

提出書類については、下記書類とし、「災害復旧事業の手引き 事務編（北海道建設部土木局砂防災課）」を参照のこと。

1. 請求書
2. 補助金等請求内訳書
3. 請求内訳箇所別調書
4. 工事成功検査調書（正本（工事請負費）を提出）
5. 工事事務検査調書（該当の場合のみ正本（用地補償費）を提出）
6. 合併事業精算調書（該当の場合のみ提出）
7. 公共工事前払金保証証書（写）（原本謄写し日付を必ず記載（全ページ））
8. 負担金（変更）交付決定通知書（写）
9. 補助金（変更）交付決定通知書（写）
10. 箇所別調書（写）
11. 負担金（変更）交付申請書（写）
12. 補助金（変更）交付申請書（写）

※該当書類のみ提出

●成功認定（完了検査）時の提出種類

・市町村の成功認定（完了検査）は北海道知事が行い、遅滞なく国土交通大臣に報告することとなっている。内容、考え方については「災害復旧事業の手引き 事務編（北海道建設部土木局砂防災害課）」を参照のこと。

なお、成功認定関係の様式は、都市局で定められている。

※公共土木施設⇒成功認定 都市施設等⇒完了検査

【提出先】

都市環境課事業調整Gへ提出

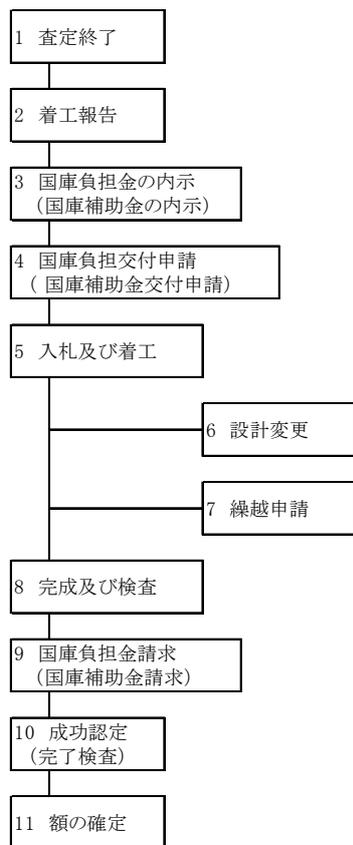
【提出書類】

提出書類については、下記書類とし、「都市災害復旧事業等事務必携」を参照のこと

1. 成功認定申請書（都市災様式1）
2. 災害復旧工事台帳（都市災様式2）
3. 成功表（都市債様式3）
4. 受入額調書（都市災様式4）

(3) 災害査定終了から成功認定までの流れと報告先

災害査定終了から成功認定までの流れと報告先



事務処理内容	市町村	地域調整課
着工報告	地域調整課審査後 都市環境課へ報告	審査
国庫負担交付申請 (国交補助金交付申請)	地域調整課審査後 都市環境課へ報告	審査
設計変更	地域調整課審査後 都市環境課へ報告	審査
繰越申請	都市環境課 事業調整Gへ報告	—
完成及び検査	都市環境課 事業調整Gへ報告	検査の実施
国庫負担金請求 (国庫補助金請求)	都市環境課 事業調整Gへ報告	—
成功認定 (完了検査)	都市環境課 事業調整Gへ報告	—
額の確定	都市環境課 事業調整Gへ報告	—

その他留意事項

- ・申請者が予算措置(負担金(補助金)交付決定までは単独費等対応)が可能であれば、内示前でも直ちに災害復旧事業を実施することが出来る。(都市災害復旧事業等事務必携(P. 35))
- ・申請漏れによる新たな工種、種別、細別、単価の追加は認められないため留意すること。
- ・設計変更に伴う、金額による軽微な変更の内、工事費の増減の判断対象は、「査定時の決定金額」と「設計金額」であり、「請負金額」ではないことに留意すること。
- ・工事が完了した際は、成功認定(完了検査)時に提出確認を求められることから、「災害復旧事業工事台帳」を作成し、整理すること。(都市災害復旧事業等事務必携(P. 207))